

資料一覧

資料名		頁
資料 1	武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱	1
資料 2	武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿	3
資料 3	武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針	5
資料 4	武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針	9
資料 5	武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）	13
資料 6	会議録（要旨）（案）	15
資料 7	計画の根拠法令と位置付け	17
資料 8	第五次地域福祉計画構成（案）	27
資料 9	武蔵村山市第五次地域福祉計画【素案】	29
資料 10	第五次地域福祉計画策定スケジュール（参考）	89
資料 11	武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱	91

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
武 蔵 村 山 市
訓 令 (乙) 第 8 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、地域福祉計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 16 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 地域福祉関係者 4 人
- (3) 福祉・教育施設関係者 5 人
- (4) 関係市民団体等の代表者 4 人
- (5) 公募による市民 2 人

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に、座長及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長は前条第 1 号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属 団 体 等
1	学識経験者	座長 わ け やすた 和 氣 康 太	明治学院大学 社会学部 教授
2	地域福祉関係者	おおたに え み こ 大 谷 恵 美 子	武蔵村山市民生・児童委員協議会 会長
3	地域福祉関係者	は ぼ た け る 英 保 長	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
4	地域福祉関係者	きよの か む ろ 清 野 和 祐	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区
5	地域福祉関係者	よしとみ ひろし 吉 富 広	武蔵村山市ボランティア・市民活動センター センター長
6	福祉・教育施設関係者	いよべ のほる 伊 豫 部 昇	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑
7	福祉・教育施設関係者	えんどう みちこ 遠 藤 至 子	社会福祉法人あかつきコロニー
8	福祉・教育施設関係者	おおくぼ あつし 大 久 保 敦 司	社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院
9	福祉・教育施設関係者	ふじくら なおこ 藤 倉 直 子	社会福祉法人武蔵村山育成会
10	福祉・教育施設関係者	ほし ななえ 星 菜 々 絵	東京都立村山特別支援学校
11	関係市民団体等の代表者	やまだ しんいち 山 田 伸 一	武蔵村山市自治会連合会
12	関係市民団体等の代表者	いしい けんじ 石 井 賢 次	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター
13	関係市民団体等の代表者	ふじさき ゆ み こ 藤 崎 由 美 子	NPO法人シニアメイトサービス
14	関係市民団体等の代表者	きのした さちこ 木 下 幸 子	介護予防リーダー会
15	公募による委員	すずき のほる 鈴 木 登	一般市民
16	公募による委員	うえむら よしこ 植 村 克 子	一般市民

武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年10月11日市長決裁
改正平成20年4月9日市長決裁

(目的)

第1条 この指針は、武蔵村山市（以下「市」という。）における附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その合理化及び活性化を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、もって市政運営の透明性及び公正性を高めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (2) 附属機関等 法令又は条例の規定により置く附属機関及び市長等が訓令等により置く協議会、懇談会その他の会議（市職員で構成するものを除く。）をいう。

(適用除外)

第3条 法令の定めるところにより市長等に設置の義務がある附属機関又は法令に附属機関の所掌事務、附属機関を組織する者の範囲、定数若しくは任期若しくは附属機関の会議の運営に関する定めがあるものについては、当該法令で定める範囲内において、この指針の規定は、適用しない。

(設置)

第4条 附属機関等は、市政への市民参画を推進し、市政における公正性を確保し、又は市政に専門的知識を導入する必要がある場合であつて、かつ、おおむね次に該当するときに設置するものとする。

- (1) 客観的又は専門的な見地から市民、団体、有識者等の意見を聴く必要があり、かつ、個別に意見を聴取するだけでは十分でないとき。
 - (2) 附属機関等の所掌事務としようとする事項が現に設置している附属機関等の所掌事務と類似し、又は重複するものでなく、かつ、現に設置している附属機関等の所掌事務とすることが適当でないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。
- 2 市長等は、附属機関等を設置しようとするときは、その所掌事務の範囲をできるだけ広くするよう努めるものとする。この場合において、当該附属機関等が調停、審査、審議又は調査等を行う機関であるときは、条例でこれを設置しなければならない。
 - 3 市長等は、必要があると認めるときは、附属機関等に、分科会、部会等を設置することができる。
 - 4 新たに附属機関等を設置する場合において当該附属機関等の所掌事務が時限的又は臨時的なものであるときは、市長等は、廃止の時期を定めて設置するものとする。

(統廃合)

第5条 現に設置している附属機関等については、常にその存続の必要性を検証するとともに、所掌事務の見直し等を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる附属機関等は、廃止又は他の附属機関等との統合を検討するものとする。
 - (1) 既に設置の目的を達成したもの
 - (2) 社会経済情勢の変化により、設置の必要性が低下したもの
 - (3) 会議の開催回数が著しく少なく、かつ、将来の開催見込が少ないと想定されるもの
 - (4) 会議の内容が形式的なもの
 - (5) 設置の目的又は所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、引き続き存続する必要性が低いもの

(委員)

第6条 附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「附属機関等の委員」という。）の定数は、10人以内とする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、市長等が必要と認める数を限度としてこれを増加することができる。

2 市長等は、市議会議員及び市職員（特別職の職員を除く。）を附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第4条第3項の規定により設置する分科会、部会等は、当該分科会、部会等を設置する附属機関等の委員の全部又は一部をもって組織するものとする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、当該附属機関等の委員に加え、分科会、部会等を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命することができる。

4 前項ただし書の場合における第1項の規定の適用については、当該分科会、部会等をそれぞれの附属機関等とみなし、同項本文の規定を適用する。

(公募委員)

第7条 市長等は、附属機関等の委員に公募委員（市長等が行う附属機関等の委員の公募に応募して当該附属機関等の委員に任命され、又は委嘱された者をいう。以下同じ。）を含めるよう努めるものとする。

2 公募委員の募集、選考等に関する手続は、市長が別に定める。

(女性委員)

第8条 市長等は、附属機関等の委員に女性を含めるよう努めるものとする。

(兼務の回避)

第9条 市長等は、同一人を複数の附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

(在任期間)

第10条 附属機関等の委員の在任期間は、6年を限度とする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会議運営の効率化)

第14条 会議を効率的かつ効果的に運営するため、市長等は、会議の開催日のおおむね1週間前までに、会議資料を附属機関等の委員に配布するよう努めるものとする。

2 会議は、特別な事情がある場合を除き、1回につき2時間以内とする。

3 市長等は、会議の開催に代えて文書で報告する等の措置を講じ、会議の開催回数が必要最小限となるよう努めるものとする。

附 則 (平成20年4月9日市長決裁)

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

〔平成19年6月11日市長決裁〕
〔改正平成20年4月9日市長決裁〕

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

- 2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。
- 3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。
- 4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。
- 3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。
- 5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

- 2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音しては

ならない。

- 3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。
- 4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

- 第8条** 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。
- 2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

- 第9条** 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報(第3号様式)を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。
- 2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。
 - 3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

- 第10条** 会議録の作成は、次に掲げるところによる。
- (1) 第4号様式に準ずること。
 - (2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。
 - (3) 発言者の氏名(職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。)は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

- 第11条** 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難しいときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

- 第12条** 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。
- (1) 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの
- 2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20号)第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。
(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
- (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
- (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）
（経過措置）

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 座長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 座長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 座長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

会 議 録 (要 旨) (案)

会 議 名	
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 欠席者：
議 題	
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について： 議題 2 について： 議題 3 について：
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	

会議の公開・ 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 人
-----------------	---	--------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶 務 担 当 課	部	課 (内線：)
-----------	---	----------

(日本工業規格 A 列 4 番)

計画の根拠法令と位置付け

1 計画の根拠法令

(1) 地域福祉の推進と地方公共団体の責務

社会福祉法では、第1条、第4条及び第6条において、地域福祉の定義、推進及び地方公共団体の責務について以下のとおり掲げています。

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない

(2) 地域福祉計画の根拠法令

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しているものであり、地方自治法に基づく構想である「武蔵村山市長期総合計画」を上位計画として、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定するものです。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

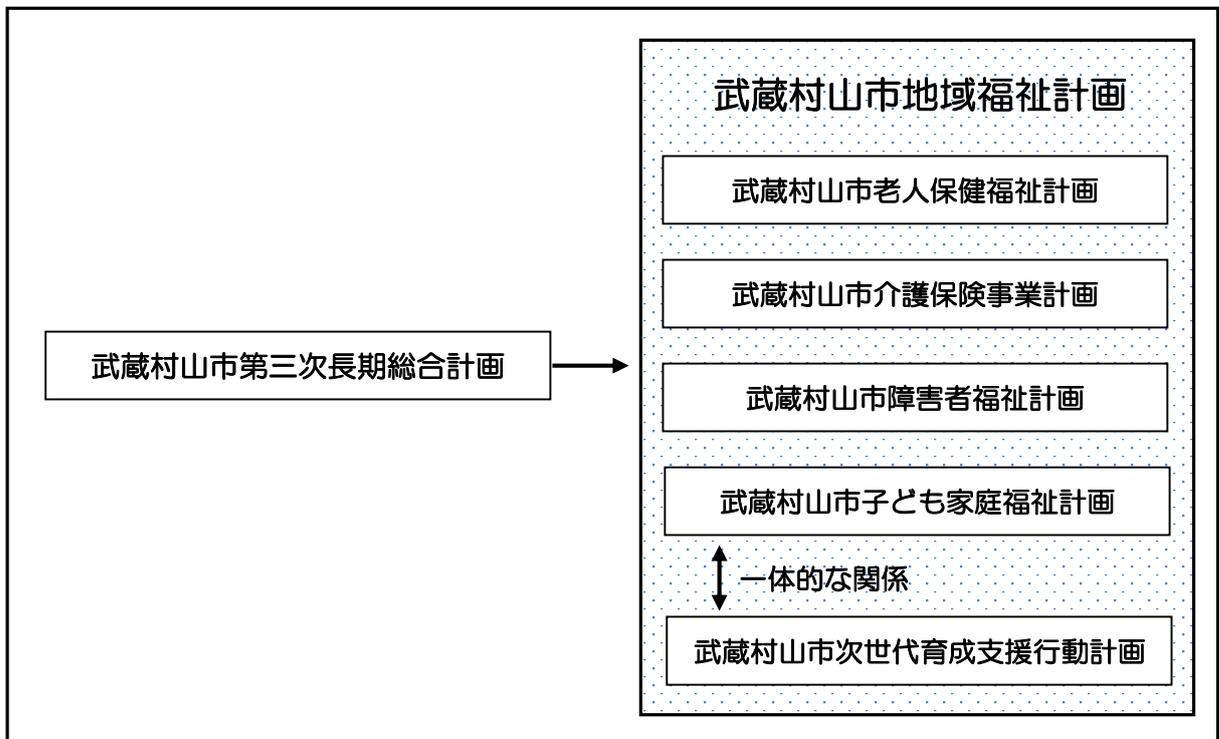
2 計画の位置付け

(1) 従来地域福祉計画の策定経過

本市においては、平成6年に「武蔵村山市老人保健福祉計画」を策定し、平成8年に「武蔵村山市地域福祉計画（障害者・児童）」を策定して保健や福祉の充実に努めてきました。

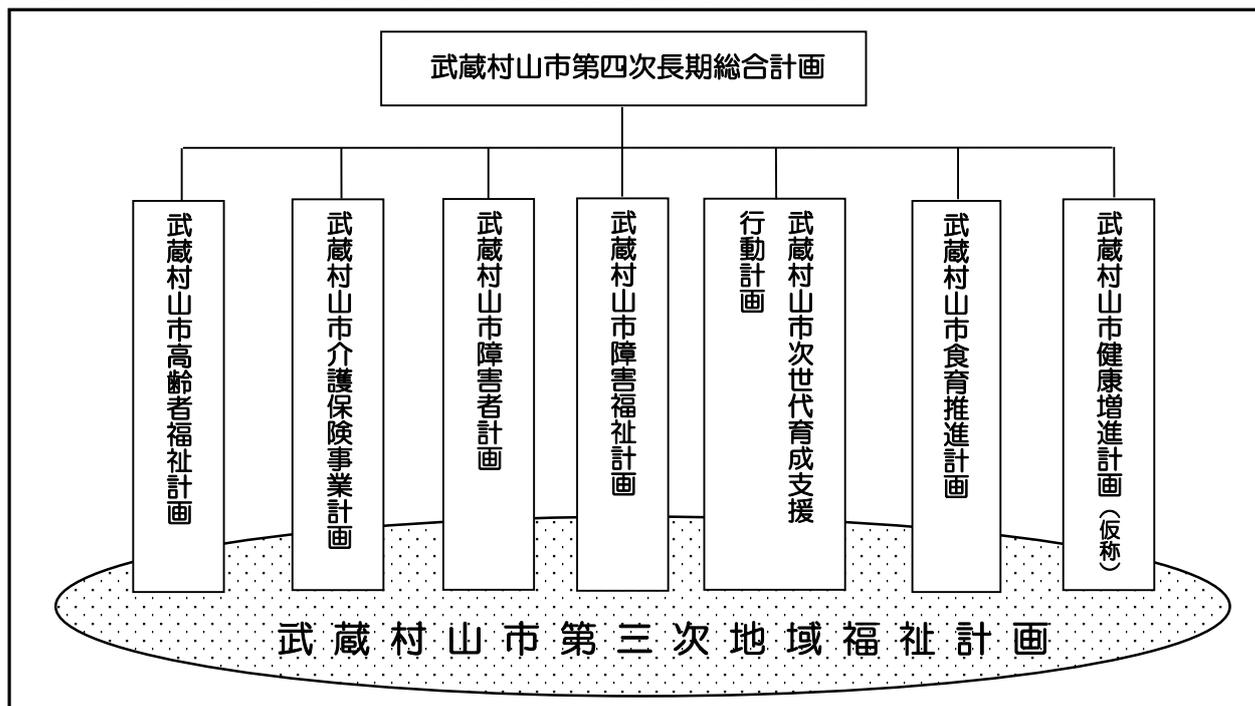
その後、平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が新たに規定されたことや平成14年に国から策定指針が示されたことを踏まえて、平成18年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画」を他の個別法による計画（高齢・介護・障害・児童分野）を内包する形で策定し、福祉の最上位計画として位置づけ、保健福祉施策の充実を目指して参りました。（図1）

図1 平成18年当初の第二次地域福祉計画策定時の位置付け



第二次地域福祉計画の計画期間が満了となる平成22年時点では、内包した各個別計画の根拠となる法整備が進み、高齢者福祉計画（老人保健福祉計画）と介護保険事業計画を3年を1期として一体的に定めることをはじめとして、障害者自立支援法、次世代育成支援対策推進法等の各個別計画の根拠法令との関連で、策定当時に内包していた計画のうち障害者福祉計画だけを残して、各個別の計画冊子として策定されていたこと等を理由として、平成23年に「武蔵村山市第三次地域福祉計画」を各個別計画と整合性を図りながら、横断的に連携を図る役割を担う計画として策定しました。（図2）

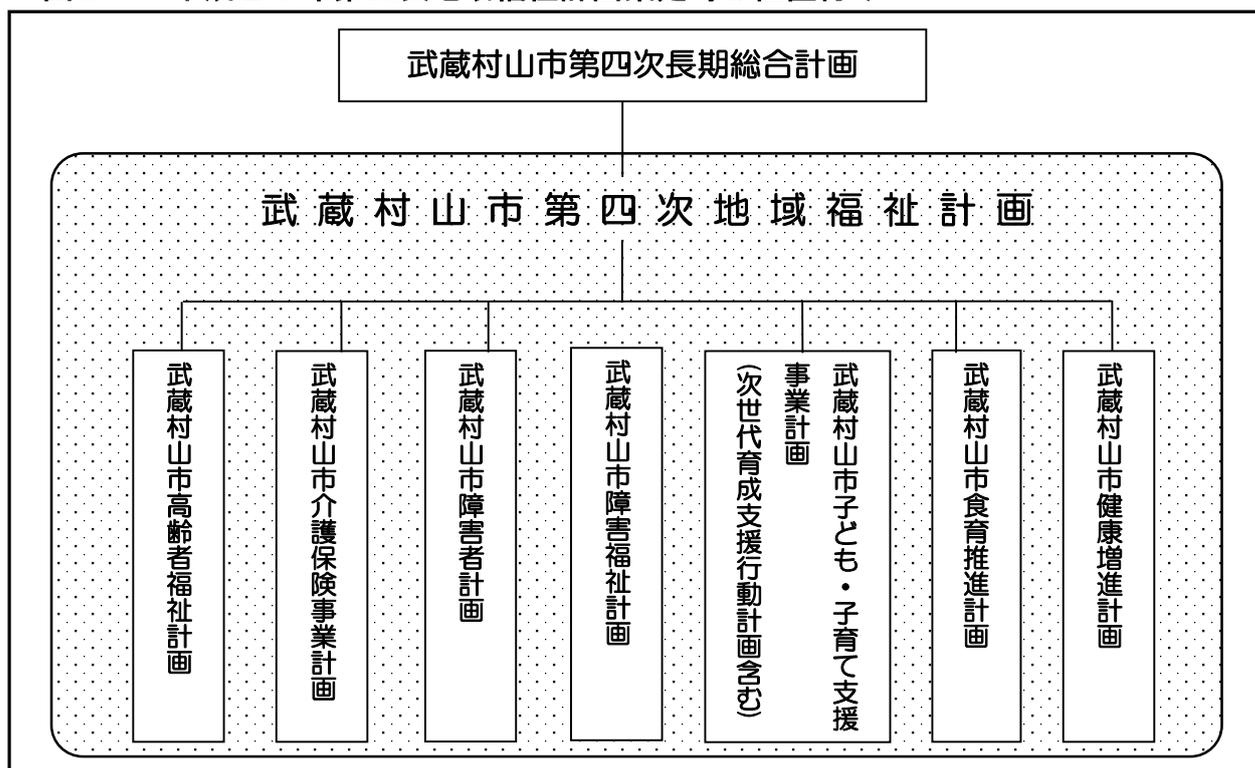
図2 平成23年第三次地域福祉計画策定時の位置付け



第三次地域福祉計画の計画期間では、各個別計画の健康増進法に基づく「武蔵村山市健康増進計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」の2つの新計画が策定されています。

また、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活困窮者の自立支援方策について地域福祉計画に盛り込む必要があったため、各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けを踏襲しつつ、第四次地域福祉計画を策定しました。(図3)

図3 平成28年第四次地域福祉計画策定時の位置付け



(2) 第五次地域福祉計画

令和2年度は、第四次地域福祉計画の計画期間の最終年度に当たります。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていた計画の策定が努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、上記法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加され、令和2年6月12日に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」として、その取り組みが強化され、令和3年4月1日から施行されます。

以上のことから、第五次地域福祉計画の策定に当たっては、法改正及び厚生労働省が

ら発出された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」により示されている策定ガイドライン記載の地域福祉計画に盛り込むべき事項を考慮した上で内容を検討し、策定します。

図4 令和3年第五次地域福祉計画策定時の位置付け（仮）

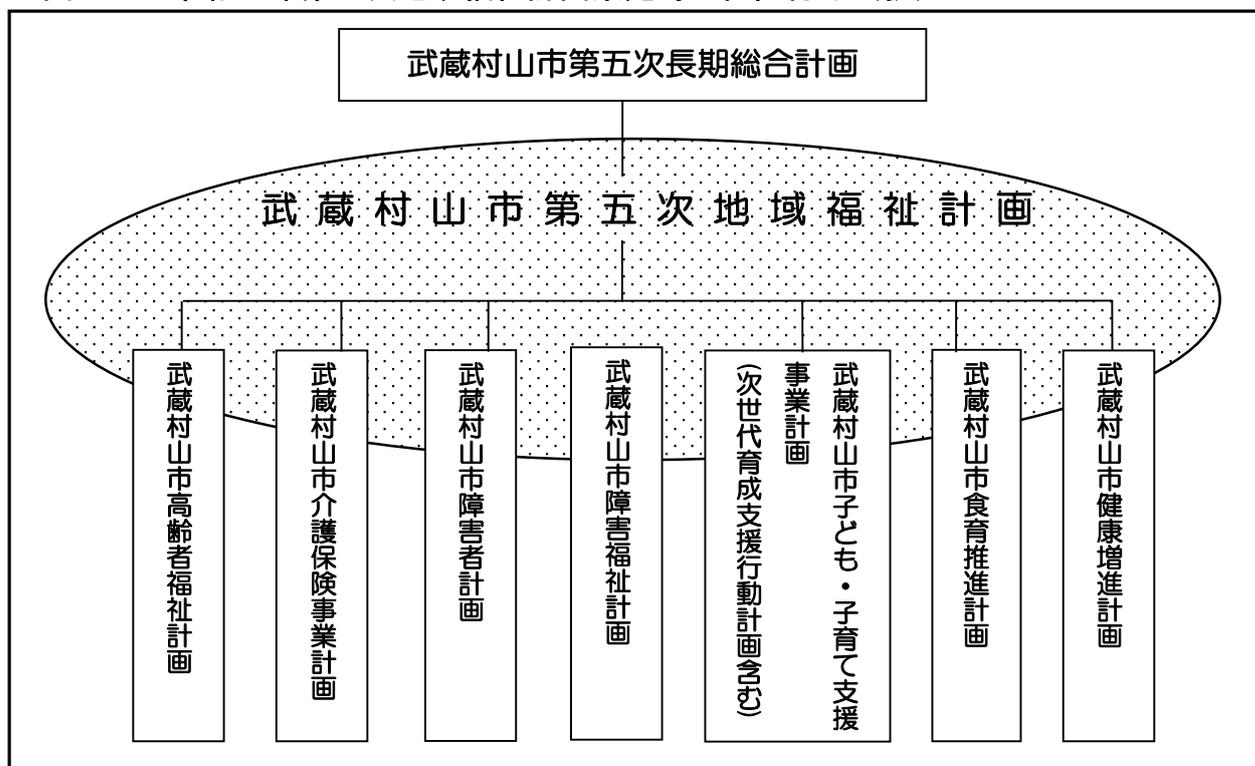


図5 武蔵村山市における関連計画の期間



第五次地域福祉計画構成（案）

…市長ごあいさつ

（目 次）

第 1 章 第五次計画について

- 第 1 節 第五次計画の作成と背景について
- 第 2 節 計画の性格と位置付け
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 作成の方法

第 2 章 地域福祉に関する武蔵村山市の現状

- 第 1 節 武蔵村山市の現状
- 第 2 節 アンケートからみる地域の現状
- 第 3 節 アンケートからみる地域福祉に係る課題

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 第 1 節 めざすべき姿（基本理念と基本視点）
- 第 2 節 計画の基本目標
- 第 3 節 エリア設定の考え方と将来人口推計

第 4 章 基本計画

（計画体系図）

- 第 1 節 地域を支える人づくり
- 第 2 節 住民主体による地域づくり
- 第 3 節 包括的な支援の仕組みづくり

第 5 章 計画の推進

- 第 1 節 協働による計画の推進
- 第 2 節 計画の進行管理

資 料

- 「用語集」
- 策定委員会・策定懇談会設置要綱、委員名簿、策定の経過（各回会議内容）など

武蔵村山市第五次地域福祉計画

(素案)

2020年7月30日

<目次>

第1章 第五次計画について	33
1 第五次計画の作成と背景について	35
(1) 地域福祉計画策定の背景と趣旨	35
(2) 武蔵村山市の状況	35
(3) 新たな福祉をめぐる動向	36
(4) 地域福祉活動を取り巻く動向	41
2 計画の性格と位置付け	43
(1) 計画の性格	43
(2) 計画の位置づけ	43
3 計画の期間	45
4 作成の方法	46
(1) 会議体による計画内容の審議	46
(2) アンケート調査による市民ニーズの把握	46
(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施	46
第2章 地域福祉に関する 武蔵村山市の現状	47
1 武蔵村山市の現状	49
(1) 地域福祉の現状	49
(2) 高齢者福祉及び介護保険事業等の現状	53
(3) 障害者福祉の現状	55
(4) 子ども・子育て支援の現状	57
(5) 保険医療の現状	59
2 アンケートからみる地域の現状	62
(1) 市民アンケートの結果	62
(2) 福祉団体アンケートの結果	70
3 アンケートからみる地域福祉に係る課題	73
(1) 地域を支える人づくり	73
(1) 住民主体による地域づくり	73
(1) 包括的な支援の仕組みづくり	74
第3章 計画の基本的な考え方	75
1 めざすべき姿（基本理念・基本視点）	77
(1) 基本理念	77
(2) 基本視点	77
2 計画の基本目標	78
(1) 計画の基本目標	78
(2) 施策の体系	79
3 エリア設定の考え方と将来推計人口	80
(1) 地域福祉エリアの設定	80
(2) 将来推計人口	80
第4章 基本計画	81

1	地域を支える人づくり	- 83 -
1-1	福祉教育の推進と担い手の育成	- 83 -
第5章	計画の推進	- 85 -
1	協働による計画の推進	- 87 -
1-1	各主体に期待される役割	- 87 -
2	計画の進捗管理	- 88 -
2-1	PDCA サイクル	- 88 -
2-2	進捗管理	- 88 -

第1章 第五次計画について

1 第五次計画の作成と背景について

(1) 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

ここ最近の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉なども影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化など、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

地域共生社会の実現には、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成 29 年には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

(2) 武蔵村山市の状況

○計画策定の背景

本市では、平成 8 年に「武蔵村山市地域福祉計画（平成 8 年度～平成 17 年度）」を策定後、平成 18 年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成 18 年度～平成 22 年度）」、平成 23 年度に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」、平成 28 年度に「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し、市民参加と協働のもと、市民・事業所・市が一体となって福祉政策の推進に努めてきました。

令和 2 年度は「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成 28 年度～令和 32 年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項などを踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

(3) 新たな福祉をめぐる動向

○社会保障制度改革の全体の動向

平成 25 年 8 月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

平成 27 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という 3 つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成 29 年には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の 5 点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障がい者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改正等の動向》

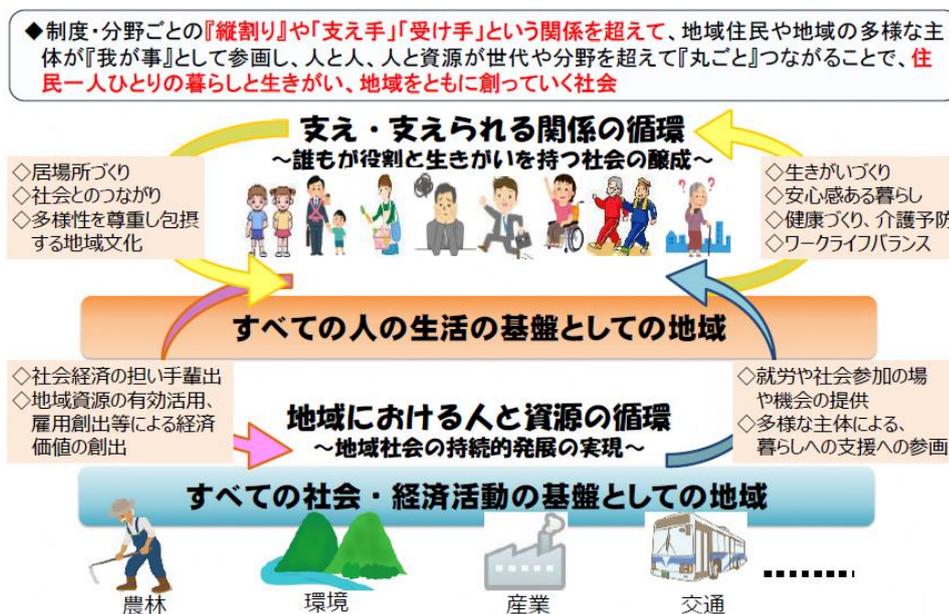
年月	法令・方針等	要点
2013年 (H25年) 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
2013年 (H25年) 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
2015年 (H27年) 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
2016年 (H28年) 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (2017年(平成29年)4月施行。一部2016年(平成28年)3月・4月施行)
2016年 (H28年) 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(2018年(平成30年)4月施行)
2016年 (H28年) 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
2017年 (H29年) 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
2017年 (H29年) 9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。
12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の整備を推進に向けて、適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示。
令和元年 (2019年) 12月	地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示。 ・整備の在り方として、3つの支援(断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を提示。

令和2年 (2020年) 3月	「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について	・成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を踏まえ、 ①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定、 ②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進、③市区町村長申立の適切な実施、④成年後見制度利用支援事業の推進について、市町村等への要請事項を提示。
6月	社会福祉法の改正	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築支援（重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策） ・社会福祉連携推進法人制度の創設

○「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「社会」です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

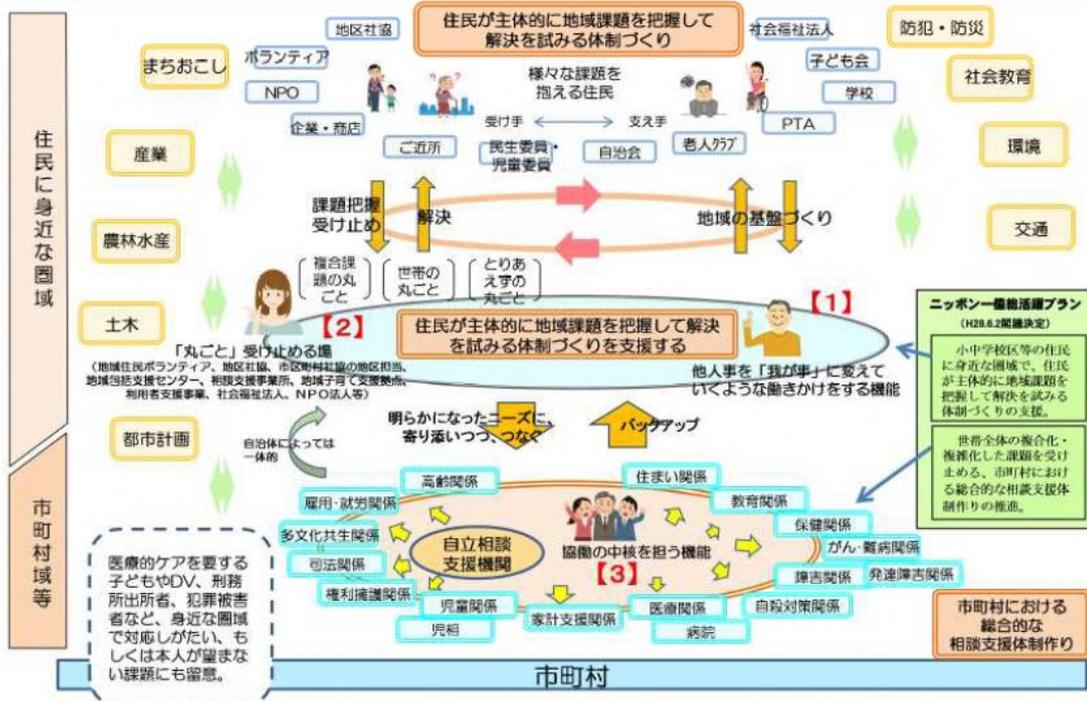
【「地域共生社会」とは】



出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

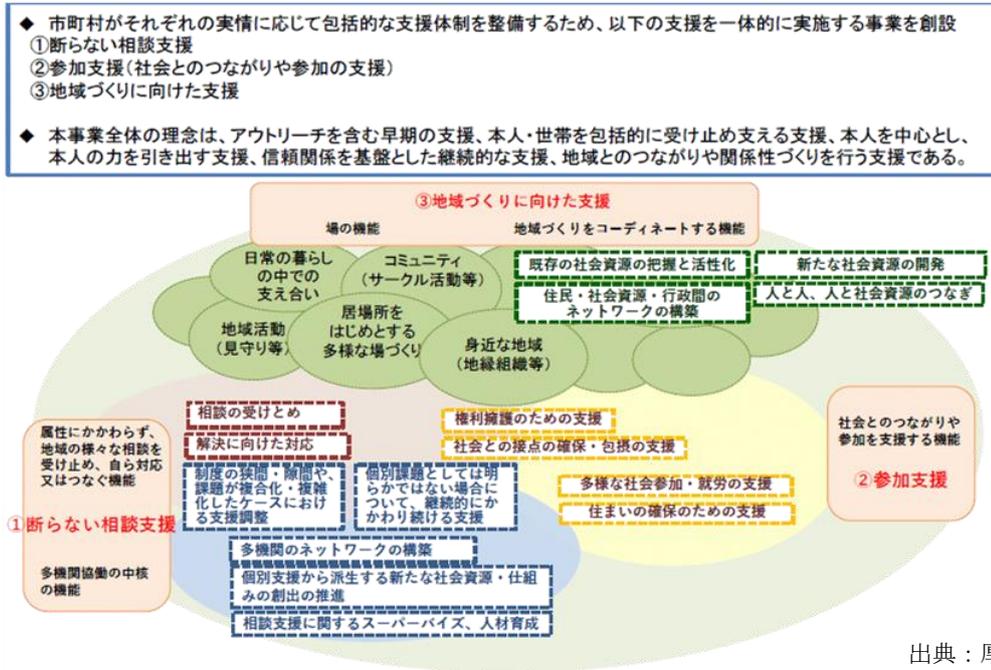
このような考え方の中では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援（①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2（2020年）の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第6条第2項）。

また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。

【新たな包括的な支援の機能等】

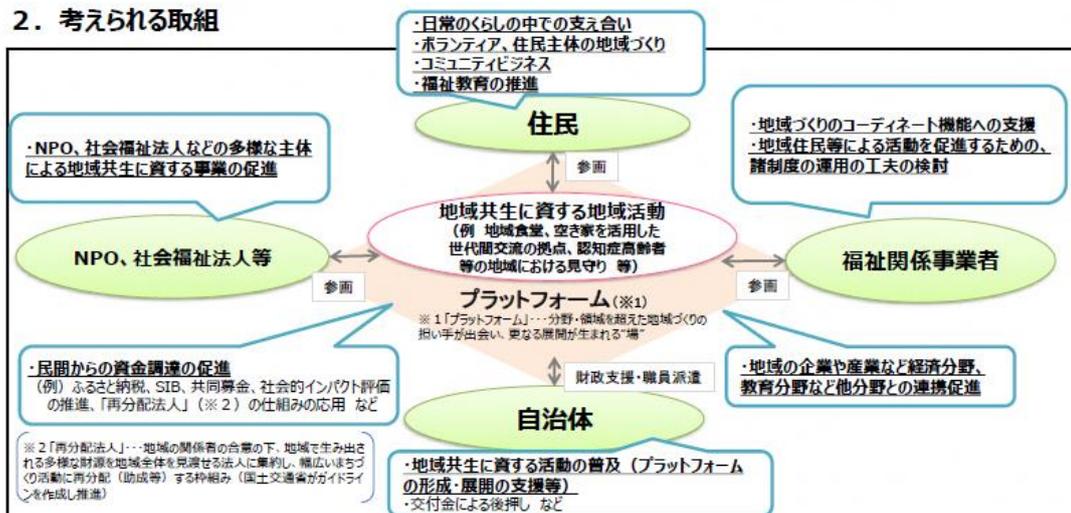


【多様な担い手の参画による地域共生に資する取組の促進】

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



出典：厚生労働省

○「2040年問題[※]」への対応

65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成30年に報告書を取りまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

以上の対応の方向性において、地方公共団体には、地域における公共私相互の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダー[※]への転換が期待されています。また、社会のあり方として、ソーシャルワーカー[※]等による組織的な仲介機能、住民の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み等が求められています。このほか、シェアリング・エコノミー[※]の環境等、従来の福祉の域にとどまらない要素も求められています。

以上を踏まえ、平成30年からの「第32次地方制度調査会」では最適な公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議が行われています。

(4) 地域福祉活動を取り巻く動向

○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成28年に社会福祉法が改正されました。第24条第2項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組を通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

※ 【2040年問題】：平成30年4月に自治体戦略2040構想研究会でとりまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設など、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※ 【プラットフォーム・ビルダー】：基盤づくり（役）。

※ 【ソーシャルワーカー】：要介護高齢者や障がい者、あるいはその家族等に対し、日常生活を送る上での不安や困り事等に対する支援業務を行う人。

※ 【シェアリング・エコノミー】：物やサービス等を、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

○地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、今日ではNPO法人等の非営利法人や公益法人等も含めた多様な団体も地域福祉の一翼を担っています。

特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景として、法人の設立がしやすくなっているほか、税制優遇の充実も図られていることから、NPO法人等が年々増加しています。

また、地域社会への貢献も含むCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

○地域活動の資金調達方法の多様化

地域活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング（不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われている）が急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化してきています。

欧米を中心として国際的には、社会的インパクト投資も注目されはじめています。社会的インパクト投資とは、経済的な還元だけではなく、社会的改善効果を生み出すことも目的とした投資です。日本でも、その基盤整備が進められており、平成30年には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法）が施行されました。この法律は、国や自治体による対応が困難な社会課題の解決を目的とする民間団体の公益活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野の活動で、その成果が国民一般の利益の増進につながるもの）の促進を目指すものです。

社会的インパクト投資の一種に、「ソーシャルインパクトボンド」があります。これは、行政、事業者、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取組であり、事業者が成果を達成した場合に行政から資金提供者に報酬を支払う仕組みです。神奈川県内でも取り組み事例があります。

「終活」と地域活動等との関係性も見え始めています。個人の財産の有効活用の選択肢として、遺言により、自分を支えてくれた団体あるいは自分が応援する団体等に財産等を寄付する遺贈寄附が注目され始めています。

このように、近年、寄附や社会的投資等を含め、地域活動の資金調達方法が多様化してきていることから、地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが重要となっています。

2 計画の性格と位置付け

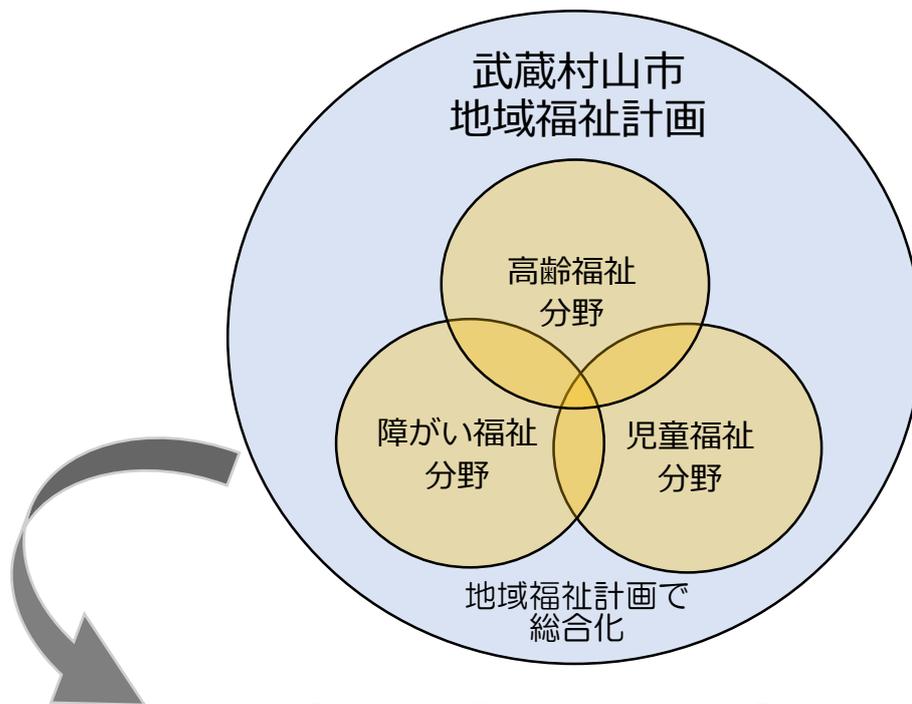
(1) 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



【分野を横断する取組み】

- ・地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- ・担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- ・啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- ・社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- ・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進、再犯防止の推進）
- ・まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン など

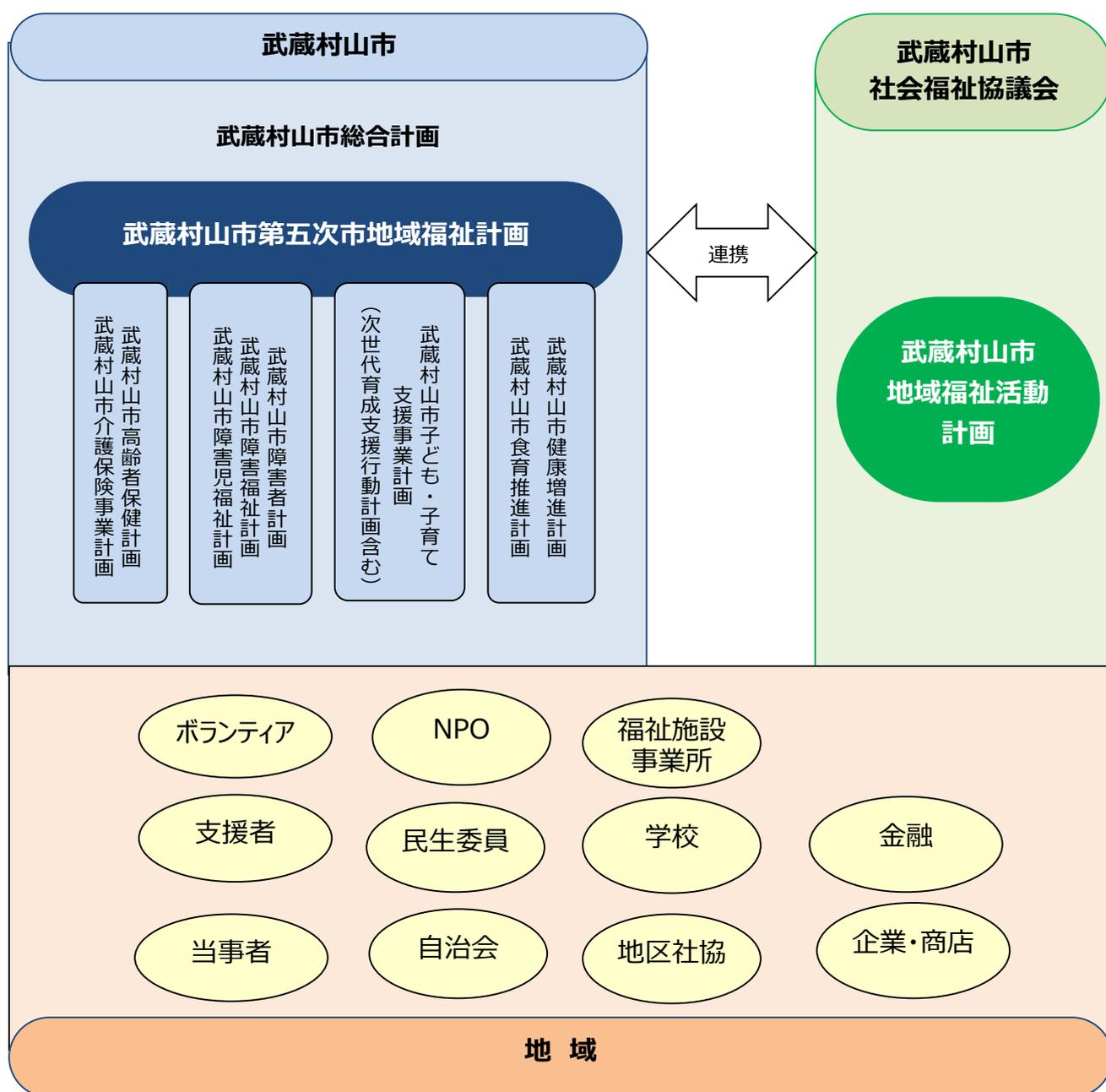
(2) 計画の位置づけ

本計画は、武蔵村山市総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、市が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

本計画は、既存の各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画・健康増進計画）を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。

本計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、武蔵村山市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携など、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。

《関連計画との関係》



3 計画の期間

計画の期間は、長期総合計画と整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

(武蔵村山市における関連計画の期間)

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
H28	H29	H30	H31/ R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第四次長期総合計画					第五次長期総合計画				
第四次地域福祉計画					第五次地域福祉計画（本計画）				
		第四次高齢者福祉計画 第七期介護保険事業計画			第五次高齢者福祉計画 第八期介護保険事業計画				
		第四次障害者計画 第五期障害福祉計画			第五次障害者計画 第六期障害福祉計画				
				第二期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)					
第二次食育推進計画									
第二次健康増進画									

4 作成の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

(ア) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下、「策定懇談会」）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者など〇人の委員で構成され、本計画の全般について審議を行いました。

(イ) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会

策定懇談会の作業を円滑にするため武蔵村山市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、市職員〇人及び社会福祉協議会職員〇人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査による市民ニーズの把握

(ア) 地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）

本計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に、令和2年1月8日（水）から令和2年1月26日（日）までアンケート調査を実施したところ、1018人から回答を得ました。

(イ) 地域福祉に関するアンケート調査（福祉団体関係者）

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティアセンターに登録している107団体を対象に、令和2年1月8日（水）から令和2年1月26日（日）までアンケート調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

○受付方法：

○周知方法：

○資料閲覧の方法：

○意見提出者：

○意見数：

第2章 地域福祉に関する 武蔵村山市の現状

1 武蔵村山市の現状

(1) 地域福祉の現状

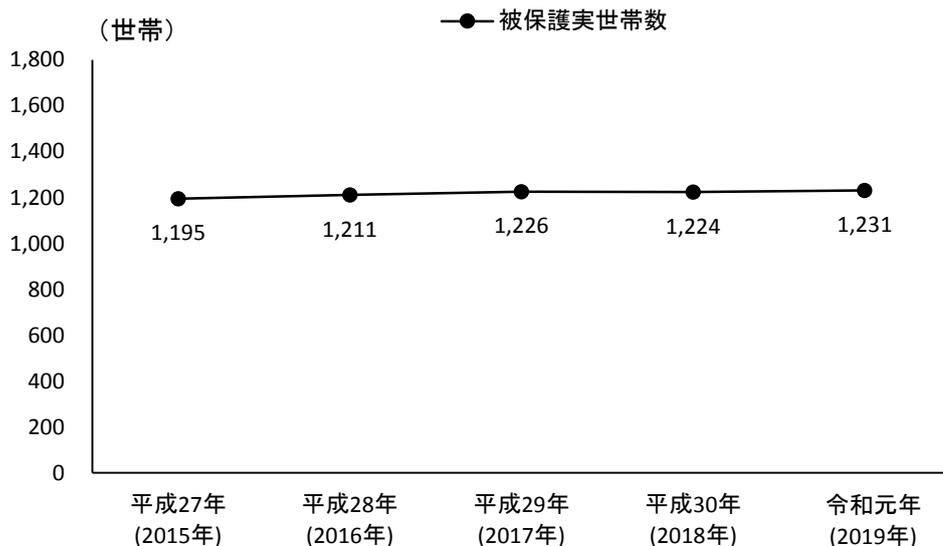
(1) 相談体制の充実

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となります。

このような生活困窮者への支援を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

また、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

■生活保護世帯数の推移



各年10月1日現在

(2) 情報提供と広報、啓発活動の推進

市民に必要な相談や情報等については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある人等の全ての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。

また、市報「むさしむらやま」の「福祉の窓」コーナーでは、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、公式ツイッター、公式フェイスブックページ及び情報配信メール等による情報提供を行っています。

(3) 民生委員・児童委員の活動

武蔵村山市民生・児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の2地区に分けており、それぞれで民生・児童委員が29人、主任児童委員が2人の合計62人体制で様々な活動を行っています。民生・児童委員の任期は3年ですが、再任され民生・児童委員の活動を継続される人も多く、社会福祉の精神を持って、地域の安全・安心の確保のために取り組んでいます。民生・児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている人や障害のある人、一人暮らしの高齢者などが安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートをしています。また、主任児童委員は、各地域の児童委員（民生委員が兼ねている）に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー*、子ども家庭支援センター等と連携をしながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

民生・児童委員が活動する主な事業等
<ul style="list-style-type: none">○定例協議会を実施（8月を除く毎月1回）○民生委員・児童委員の日（5月12日）の活動週間におけるパネル展示を実施○二市連絡協議会を実施（東大和市民生委員・児童委員協議会との交流）○社会福祉関連施設への視察研修を実施○敬老会出席者の付き添い及び敬老金の配布を実施○地区連絡協議会を実施（地域の児童問題についての情報交換等）○村山デエダラまつりで相談コーナーを実施○社会福祉協議会との懇談会を実施○民生・児童委員向けの講演会を実施
事項別部会の活動
<ul style="list-style-type: none">○子育て支援部会【乳幼児を持つ親の子育て支援の実践に関する事項】○児童福祉部会【学齢児童の福祉に関する事項】○障害福祉部会【障害者（児）の福祉に関する事項】○生活福祉部会【低所得者の福祉に関する事項】○高齢福祉部会【高齢者の福祉に関する事項】○主任児童委員部会【専門的な児童福祉に関する事項】

(4) 市民活動への支援

近年、市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

このような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。令和2年度現在、ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体は141団体あり、構成員は延べ8,421人です。また、個人活動として登録しているボランティアは、316人となっています。

武蔵村山市ボランティア・市民活動センターでは、住民一人一人にボランティア活動や市民活動を身近に体感してもらうため、平成28年度から市民活動の見本市として「元気フェスタ」を毎年開催おり、令和元年度現在の参加者は4087人でした。また、広報誌「コラボ・パ」の発行や、市民活動団体を紹介する「市民活動ナビ」の発行を通じて、市内の団体の活動の周知にも努めています。

ボランティア活動や市民活動は、課題解決に向け、市民による多様な活動が展開され、市民一人一人の自己実現やよりよい「まちづくり」を目指して行われるものであり、近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人の設立に向けた動きに対し、本市における法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。

(5) 権利擁護の推進

高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

判断能力の不十分な人の権利を法律的に保護し、財産管理や身上監護等の支援をする「成年後見制度」については、積極的な活用を支援する取組として制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行う「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

子どもの虐待防止に向けては、子ども家庭支援センターを市の直営事業とすることで、子どもをもつ家庭の支援の拡充や関係機関との連携を強化するとともに、東大和警察と協定の締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。また、近年問題とされる面前DVの被害防止に向けて、市民に周知し、地域福祉課相談員との連携を図っています。

(6) 福祉教育

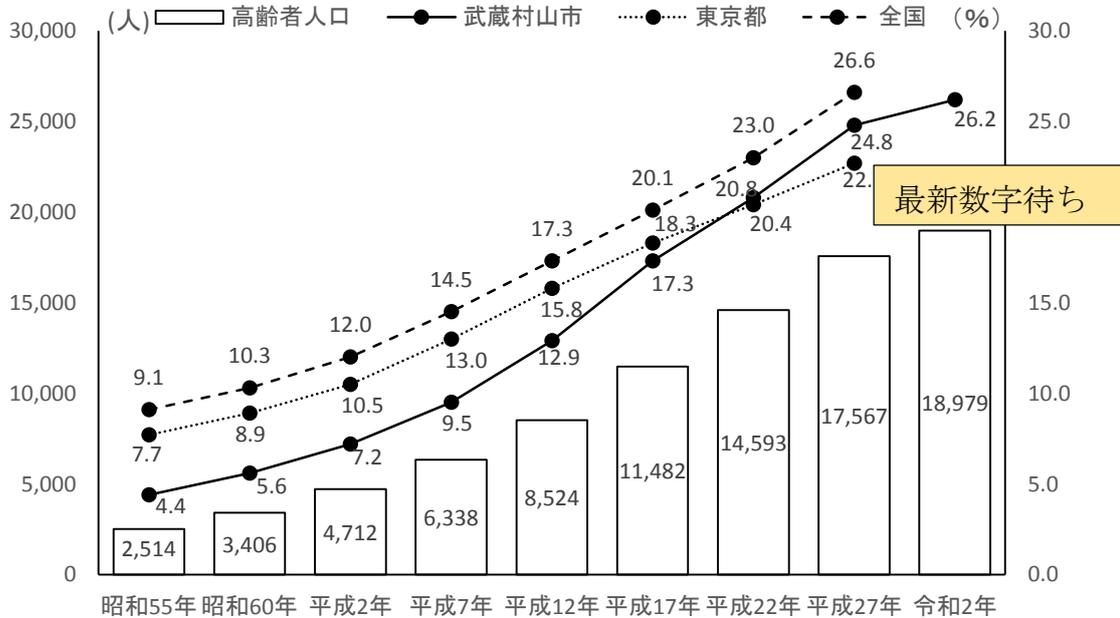
将来、地域を担う子ども達の人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

また、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る副籍制度を実施しており、武蔵村山市教育委員会ホームページ等でも、副籍制度の周知に努めています。

(2) 高齢者福祉及び介護保険事業等の現状

(1) 高齢者数の推移

本市の高齢者人口は、昭和55年以降増加傾向にあります。令和2年1月1日現在18,979人、高齢化率は26.2%と、市民の4人に1人以上が高齢者です。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、平成22年度以降は東京都平均を上回っています。

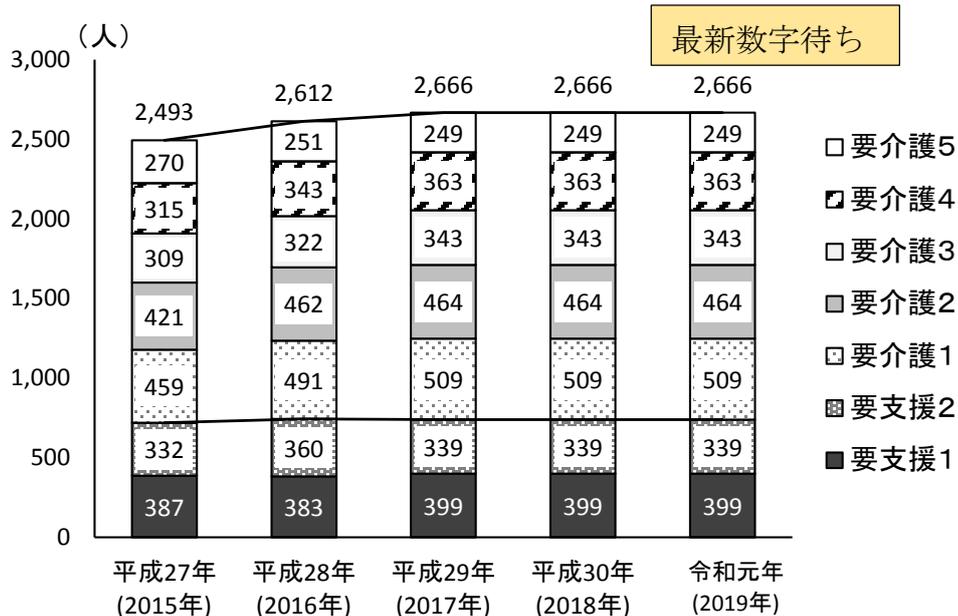


出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査人口

令和2年の数値は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳

(2) 認定者数の推移

本市における認定者数は、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告（各年10月31日現在）

(3) 高齢者福祉施策の取組状況

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。平成 28 年度には、『在宅医療介護連携推進事業』として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携を強化しています。加えて、近年では、介護人材の不足が社会問題となっていることから、本市では平成 28 年度から独自の認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

高齢者の社会参加や、介護予防を目的とする通いの場は、平成 28 年度から整備を開始し、令和元年度末には市内 50 か所が活動を行っています。

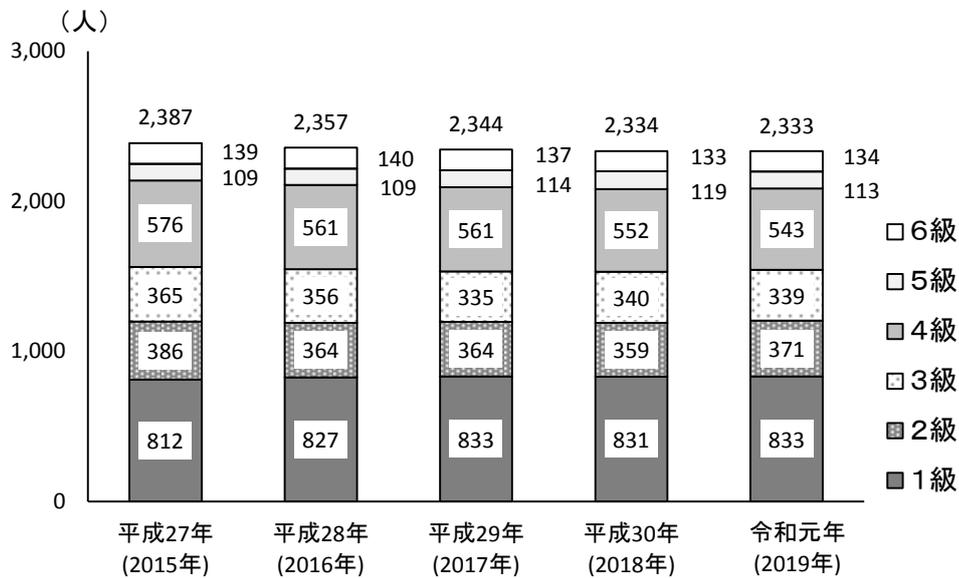
高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けては、市内の地域福祉エリアに配置された生活支援コーディネーターが、地域におけるニーズを把握し、関係機関と連携を解決するよう努めています。

(3) 障害者福祉の現状

(1) 障害者（児）の状況

○身体障害者手帳の所持者

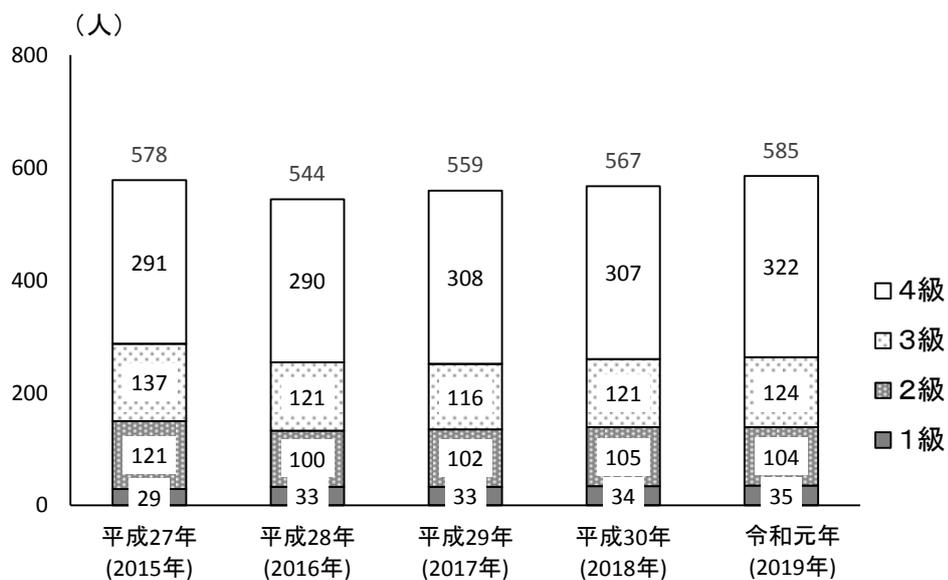
身体に障害のある人の数（身体障害者手帳所持者数）は、平成31年において2,333人であり、直近5年の間、微減傾向にあります。



各年10月1日現在

○愛の手帳の所持者数

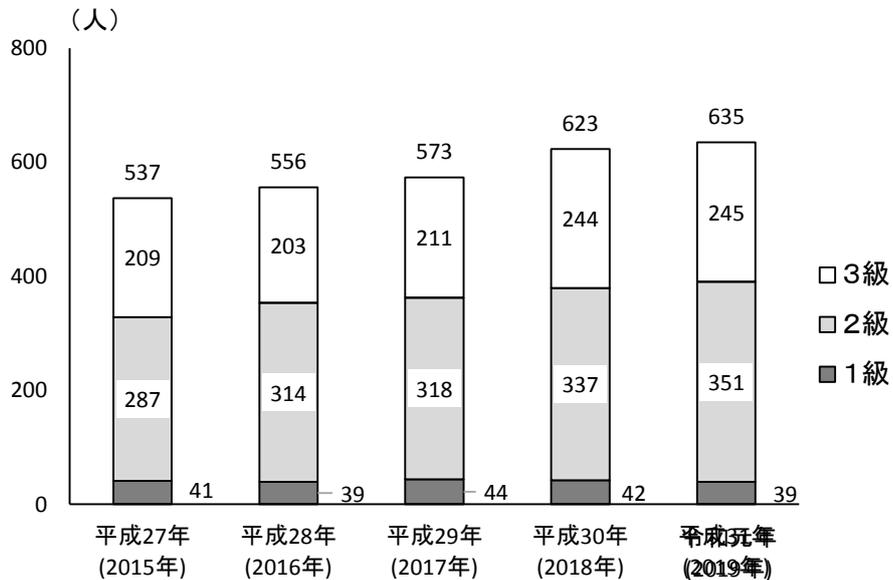
知的障害のある人の数（愛の手帳の所持者数）は、平成31年において585人であり、直近5年の間、横ばいの傾向にあります。



各年10月1日現在

○精神障害者保健福祉手帳の所持者数

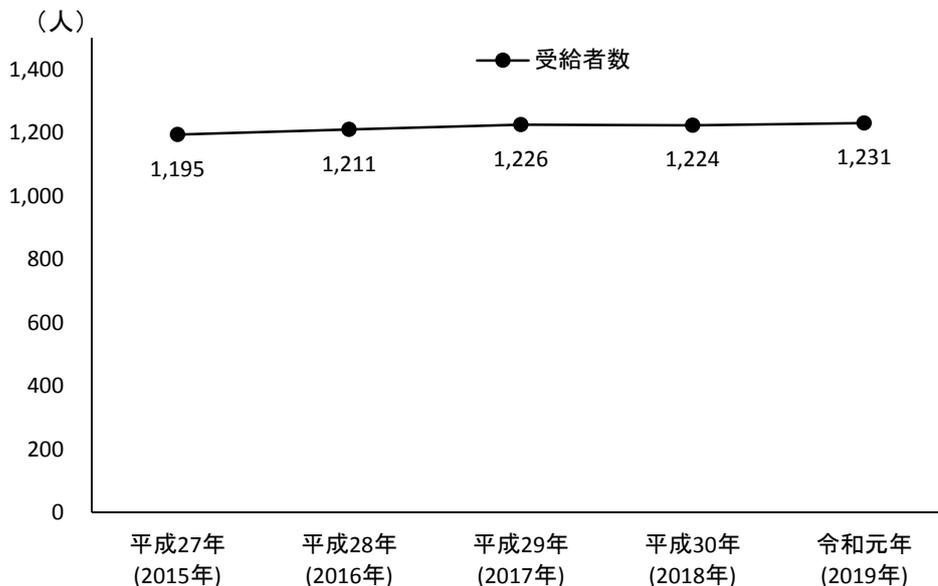
精神障害のある人の数（精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、平成 31 年において 635 人であり、直近 5 年の間、増加傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

○自立支援医療者数

心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担で医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の医療者数は、平成 31 年において 1,262 人であり、2016 年以降、微増の傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

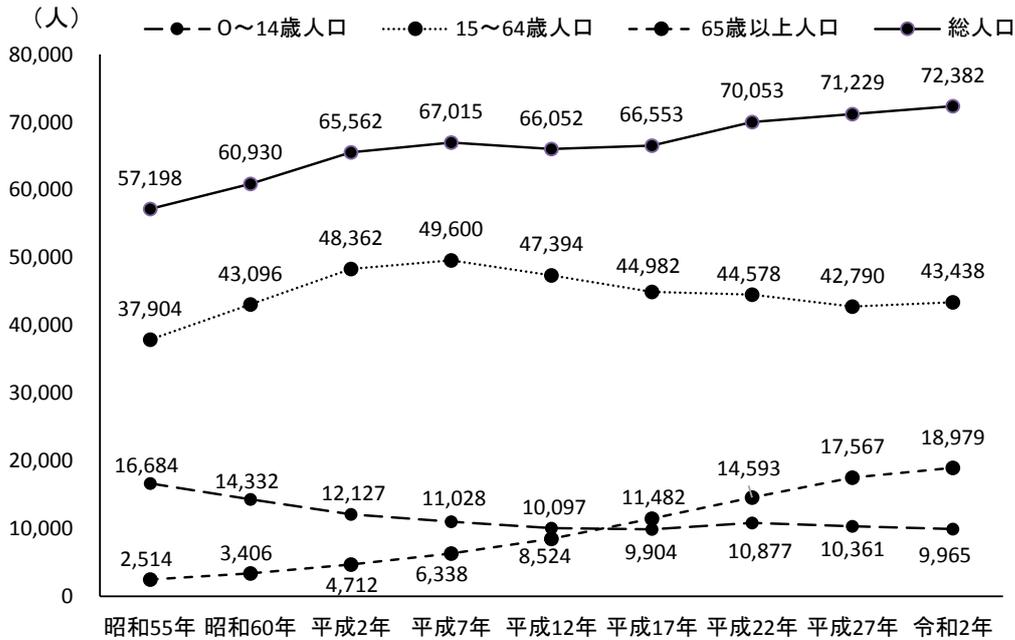
(2) 障害者福祉施策の取組状況

障害のある人のためのサービスを提供する市内施設については、**児童発達支援、グループホーム等が増設されています。**また、**災害対策の推進も進められています。**

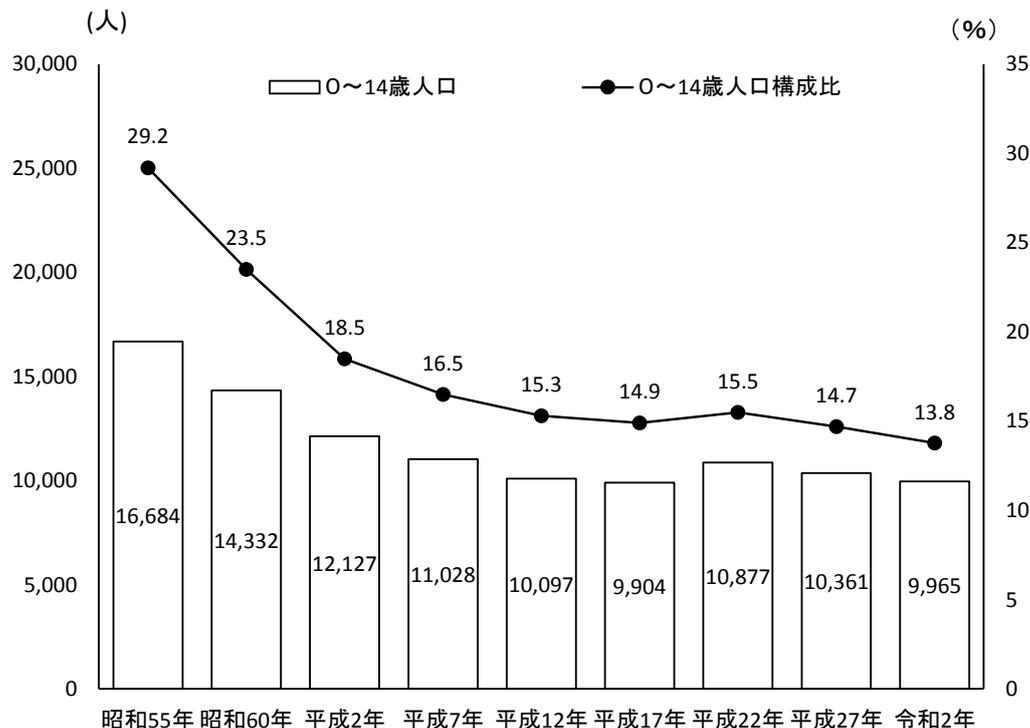
(4) 子ども・子育て支援の現状

(1) 子どもと子育て家庭の状況

令和2年において、本市の0～14歳の子どもの数は、9,965人と総人口（72,382人）の13.8%を占めており、昭和55年から比較するとその割合は15.4ポイントの減少となっています。人口は、平成17年以降増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は横ばいとなっています。



出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査人口
令和2年の数値は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳



出典：同上

(2) 子育て支援施策の取組状況

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を整備しています。前計画期間中では、子育て世代包括支援センターとして「ハグはぐ・むらやま」を設置し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。また、病児保育を利用できる対象児童を拡大し、子どもを持つ親が働きやすい環境を提供に努めています。

SNS、市報、ホームページ等でも、子ども家庭支援センターの役割や地域の子育て事業の周知に努めると共に、予防接種ナビを「子ども子育て応援ナビ」にリニューアルし、利便性を高めることで、子育て支援に関連する情報の周知を実施しています。

(5) 保険医療の現状

(1) 地域の保健医療体制

①保健関連施設の状況

本市の保健関連施設は、保健相談センターと保健相談センターお伊勢の森分室を拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

②地域医療の充実

武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。

また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

(2) 保健事業等の取組状況

①成人対象の保健事業

武蔵村山市国民健康保険加入者（40歳以上）や後期高齢者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。健診結果からは、生活習慣改善の必要レベルを3段階に分けて判定し、特定保健指導へつなげることで市民の健康増進に努めています。

また、特定健康診査受診時に大腸がん検診を同時に実施するなど、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

その他には、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

健康教室においては、従来から実施しているヘルシースリム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入するなど、市民のニーズに合わせて取り組んでいます。

②母子対象の保健事業

子どもと子育てをする親を対象とした事業については、乳幼児等の健康診査や子どもの栄養と歯科相談、離乳食教室などを行っています。また、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、助産師や保健師等が訪問し、専門的な支援を行っています。さらに、関係部署による連携を強化し、電話による訪問勧奨など、訪問実施率を上げる取組を進めています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学び、妊婦さん同士の友達づくりにも役立っています。

(3) 自殺予防対策の取組

武蔵村山市では、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされており、特に壮年期から中年期（30～64歳）の男性に多い傾向があります。そのため、市では、「誰もが生き心地のよい社会」を目指すため、市民向けの講演会や市職員向けのゲートキーパー研修を行うなど、いのちの大切さを訴え、自殺総合対策に取り組んでいます。

(6) 福祉のまちづくりの現状

(1) 福祉のまちづくりの推進

平成 25 年 10 月に策定した「武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）」（都市計画マスタープラン）の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある人だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー化、ユニバーサルデザインについては、歩道などの段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置などを進めています。公園の整備に際しても、車椅子などに配慮した出入口の改修や和式便器から腰掛け式便器への改修などのバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」では、バリアフリー化された車椅子利用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、将来の地域を担う子育て支援施設の整備も進め、超高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

(2) 利用しやすい公共交通機関の整備

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。全ての市民が快適に利用できるよう、市内循環バスの全車をノンステップバスに導入し、バリアフリー化を実施しました。

さらに、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域に在住の市民の交通手段とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成 28 年 4 月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされています。その後、東京都の令和 2 年度予算に、モノレール延伸に向けた現況調査や基本設計等の費用が計上されており、これまでに着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

(3) 防災

災害時における地域住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、**資器材を助成するなどにより自主防災組織の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力して連携活動できる体制を整備しています。**

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成13年度からは希望する人を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。その後、平成25年6月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする人の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿を整備するとともに、**平成27年3月に作成した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）をもとに、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画を策定しています。**

(4) 防犯

住民の主体的な安全・安心のまちづくりを推進するために、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。

また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成29年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

2 アンケートからみる地域の現状

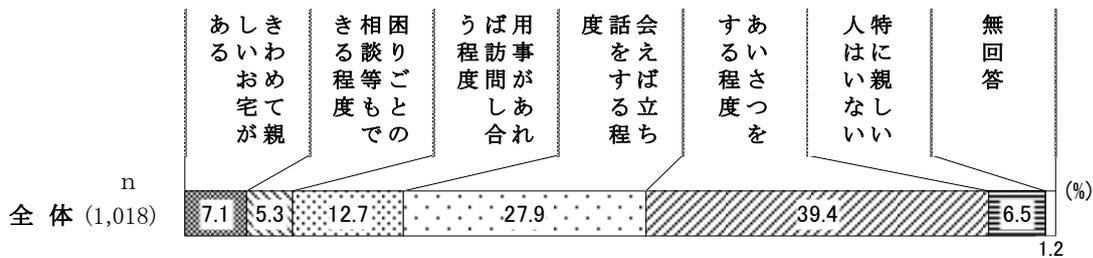
(1) 市民アンケートの結果

本計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に市民アンケートを実施したところ、1018人（回答率33.9%）から回答を得ました。このアンケートで地域福祉に関する市民の意識を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

① 地域を支える人づくり

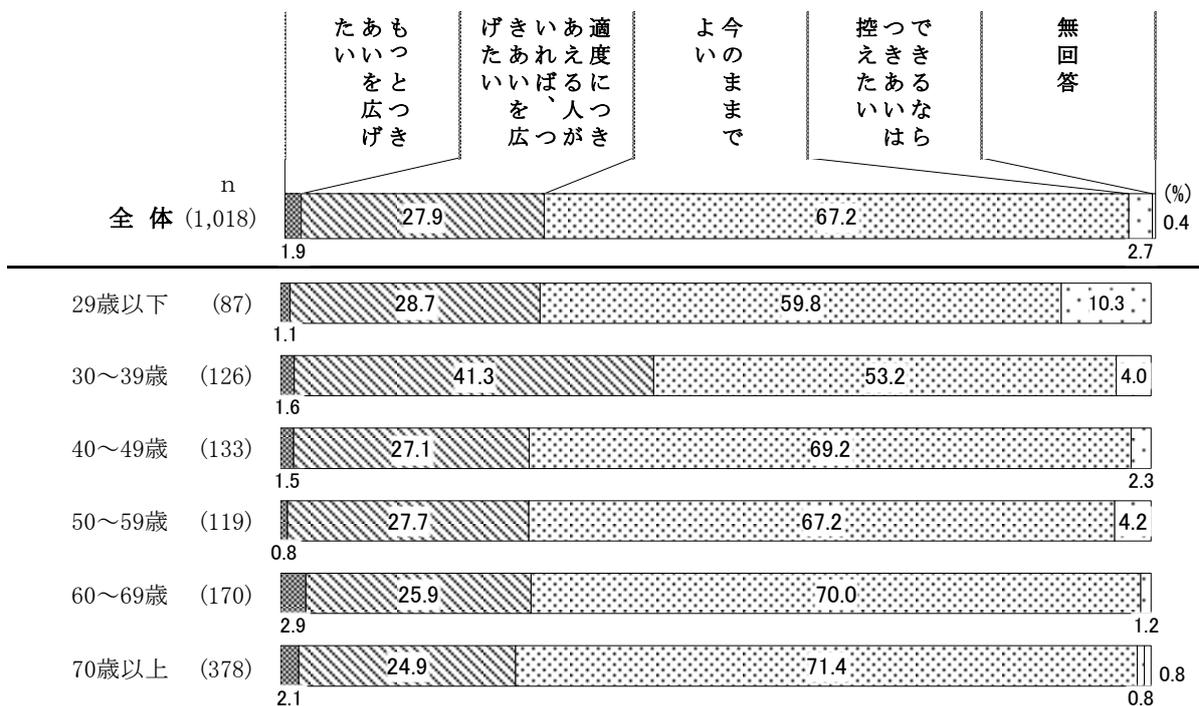
○ となり近所との付き合いの程度

となり近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度の人がいる」が約4割、「立ち話をする程度の人ならいる」が3割近くでそれぞれ高く、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多いことがうかがえます。



○ 隣近所との今後のつきあいの程度

隣近所との今後のつきあいの程度については、「適度につきあえる人がいれば、つきあいを広げたい」が全体では3割近くでした。しかし、年代別にみると、30～39歳が4割以上で特に高くなっており、定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める年代であることがうかがえます。



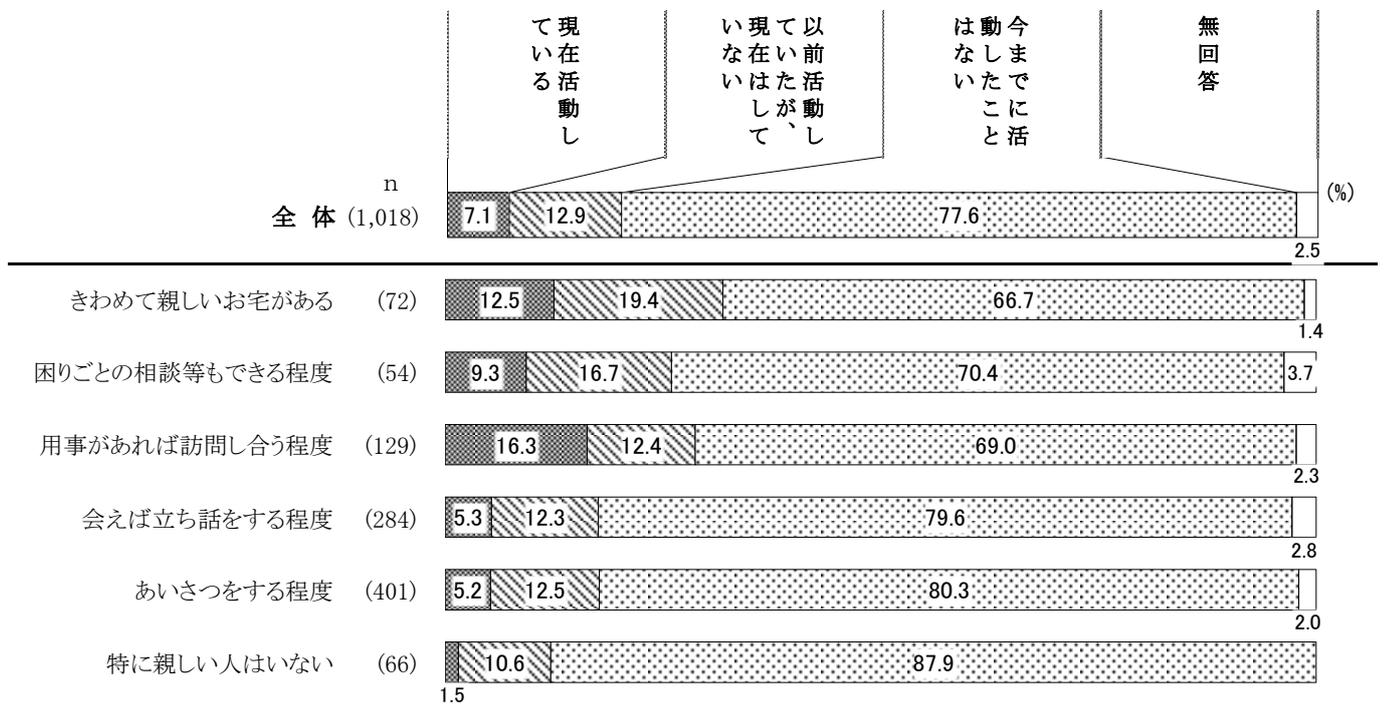
○「近所付き合いとしてしてもらいたいこと」と「近所付き合いとしてできると思うこと」

近所付き合いとしてしてもらいたいことについてところ、「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。反対に、近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、こちらも「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。このことから、助け合いのできることに、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

上位3位の比較	第1位	第2位	第3位
近所付き合いとしてしてもらいたいこと	災害時の手助け (45.5%)	安否確認の声かけ (30.7%)	話し相手 (9.9%)
近所付き合いとしてできると思うこと	災害時の手助け (55.4%)	安否確認の声かけ (52.2%)	話し相手 (33.0%)

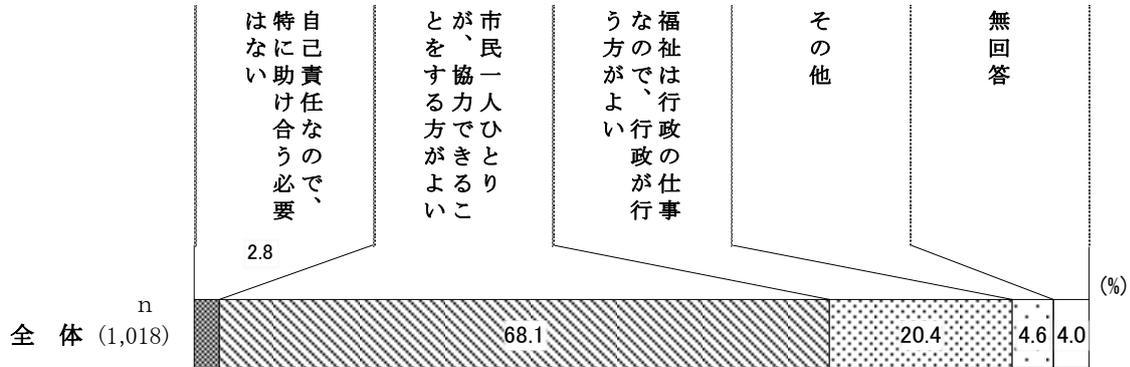
○ボランティア・NPO活動の経験

ボランティア、NPO活動の経験について聞いたところ、「現在活動している」と回答した人は1割未満、「以前活動していたが、現在は活動していない」を合わせた活動経験のある人についても2割にとどまっています。一方、近所つきあいの程度別でみると、付き合いが密なほど活動経験がある人の割合は高くなります。



○地域における助け合い（今後）

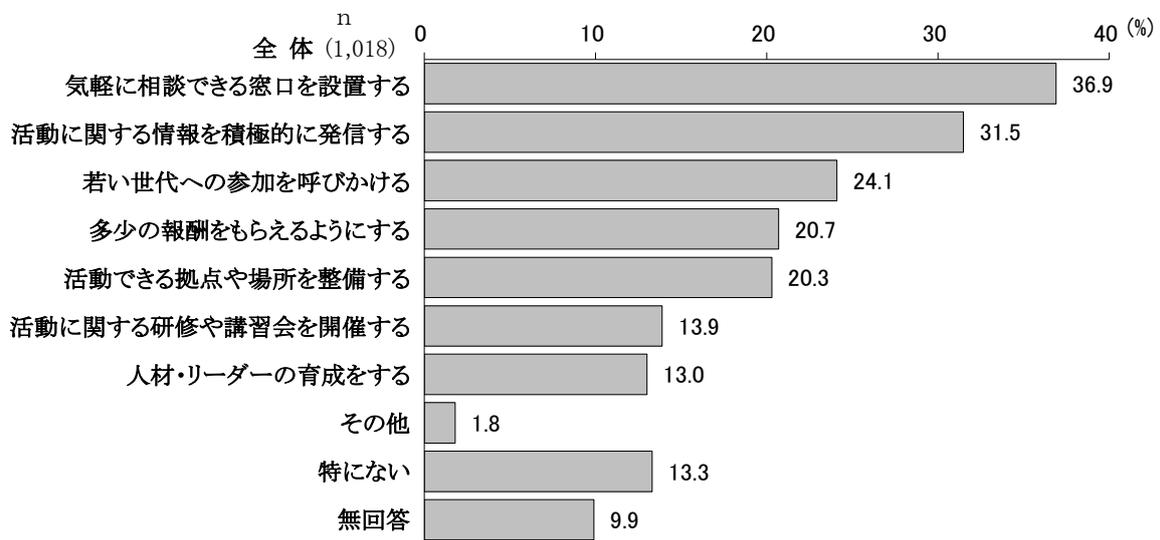
地域における助け合いにおける今後の方向性については、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」が7割近くと多数を占めており、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は約2割となっています。公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることがわかります。



②住民主体による地域づくり

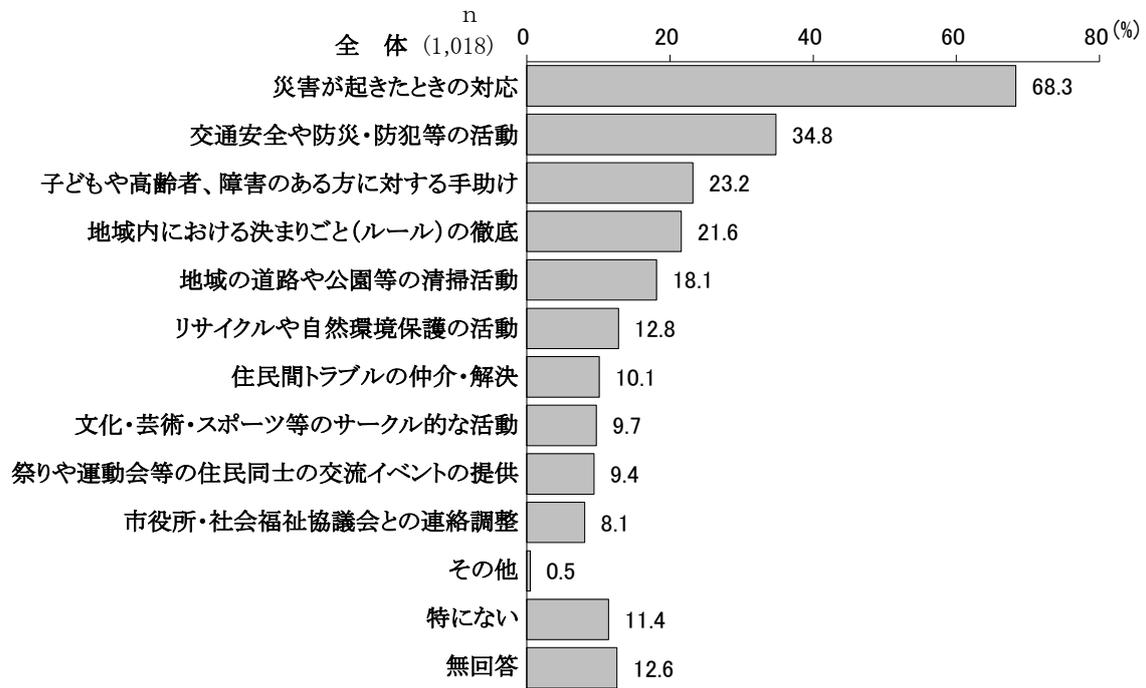
○ボランティア・NPO活動の輪を広げていくために必要なこと

ボランティア、NPO活動の輪を広げていくために必要なことについて聞いたところ、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」が高くなっており、地域福祉活動の基盤強化に向けては、相談体制や情報の発信体制が望まれていることがうかがえます。



○安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいこと

安心して暮らしていくために、活動してもらいたいことについて聞いたところ、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいことについては、「災害が起きたときの対応」が突出して高く、非常時の際に助け合うことのできる地域の力が望まれています。



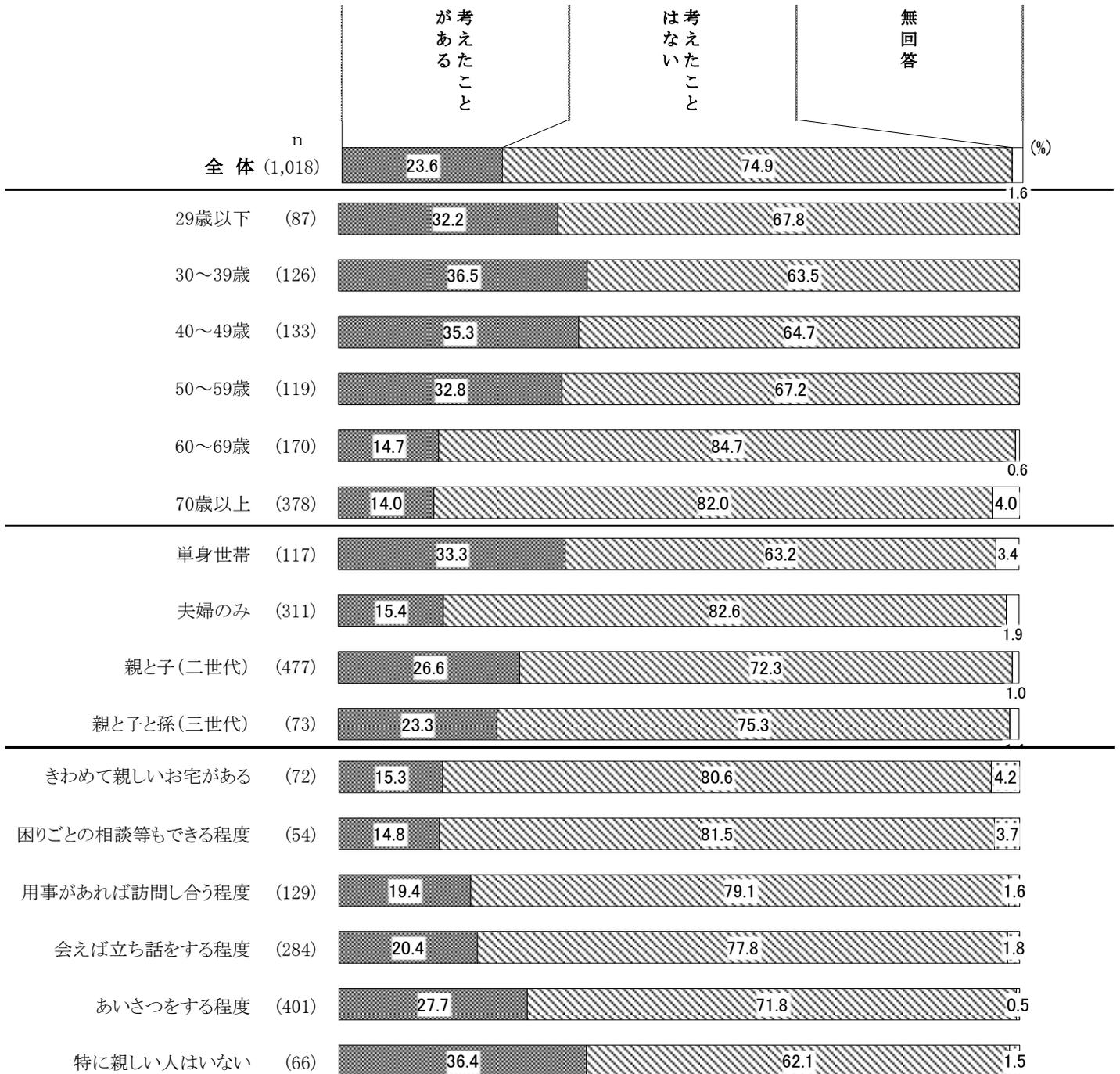
○災害時要支援者名簿登録の認知度

災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」として回答した人は1割程度であった。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。



○自殺を考えたことの割合

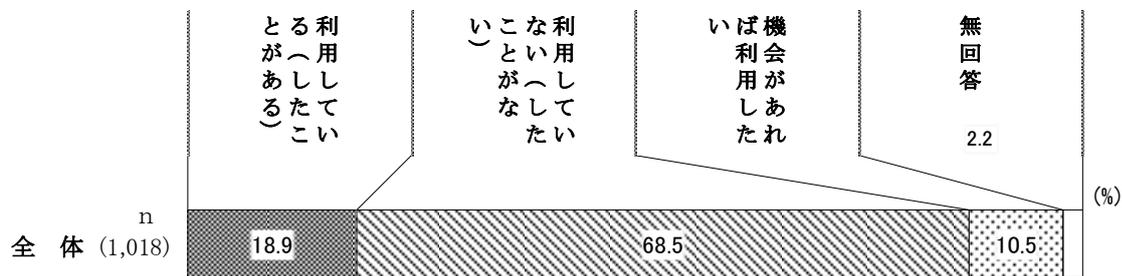
自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で2割以上となっています。年代別にみると、59歳以下の若手から中年世代で3割以上と特に高くなっています。また、人とのつながりという点でみると、世帯構成が単身世帯、近所つきあいにおいて特に親しい人はいない人の割合が3割を超えて、特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。



③包括的な支援の仕組みづくり

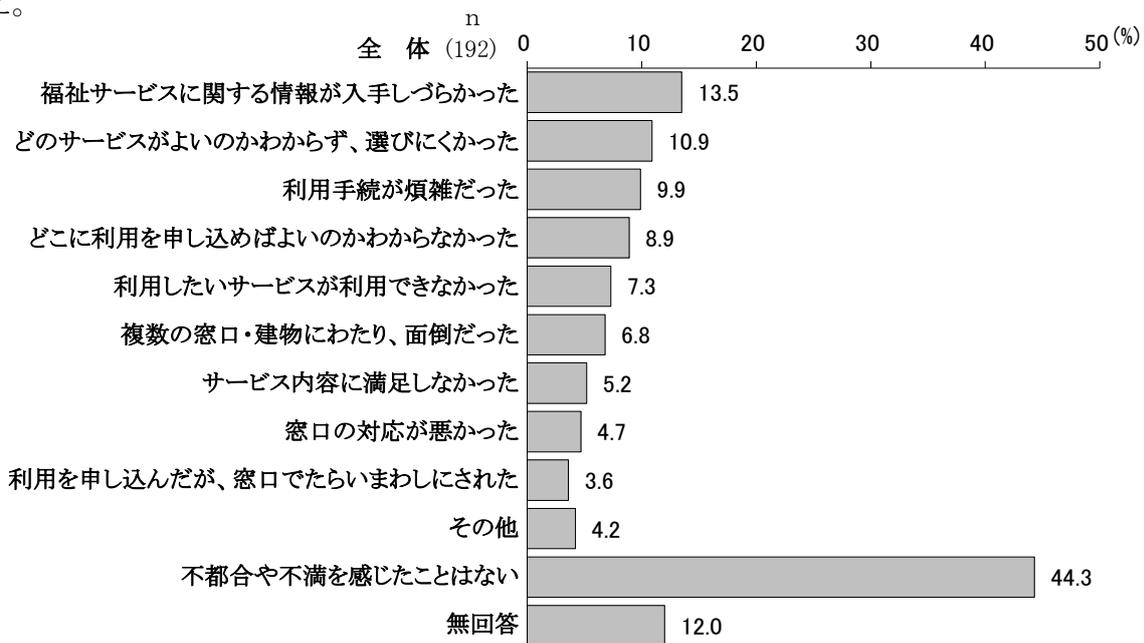
○福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用状況を見ると、「利用している（したことがある）」が2割近くとなっていました。



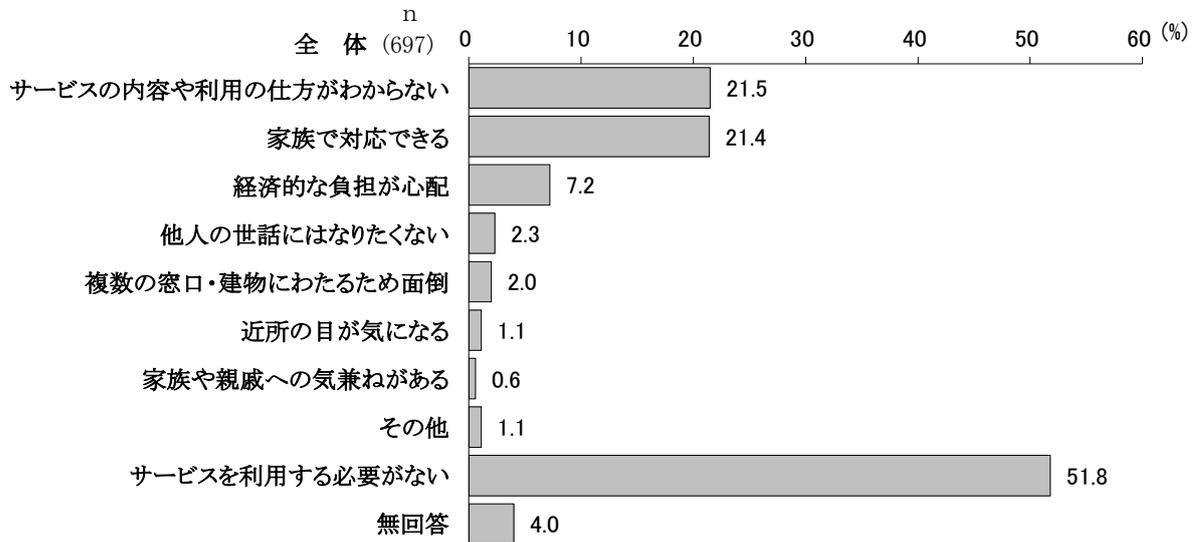
○福祉サービスの利用に関する不都合や不満

福祉サービスの利用者に、利用に関する不都合や不満を聞いたところ、「不都合や不満を感じたことはない」と「無回答」を除いた4割以上の方が困ったこととしていずれかの項目に回答しており、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」といった福祉情報に関する項目が上位となっていました。



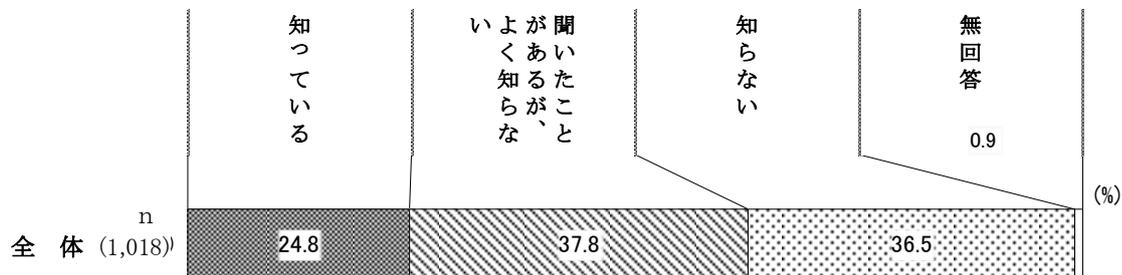
○福祉サービスの利用していない理由

福祉サービスの利用者していない人に、利用していない理由を聞いたところ、2割以上の人が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。



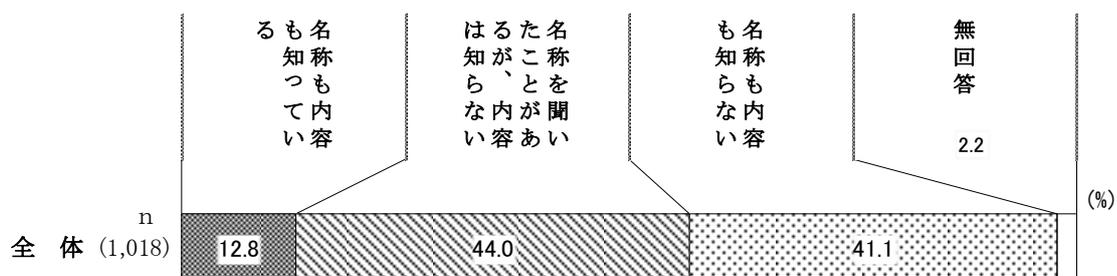
○社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は2割半ばとなっている。



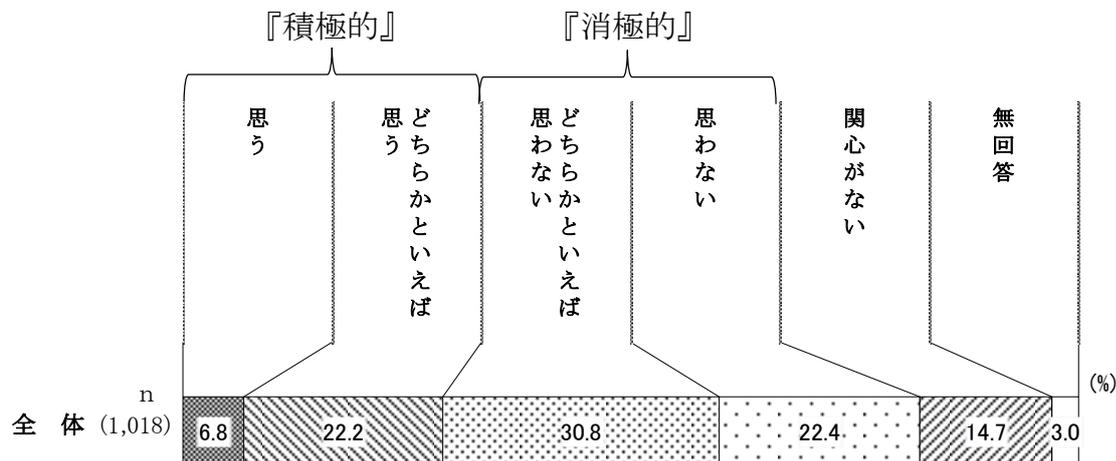
○生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は1割以上となっている。



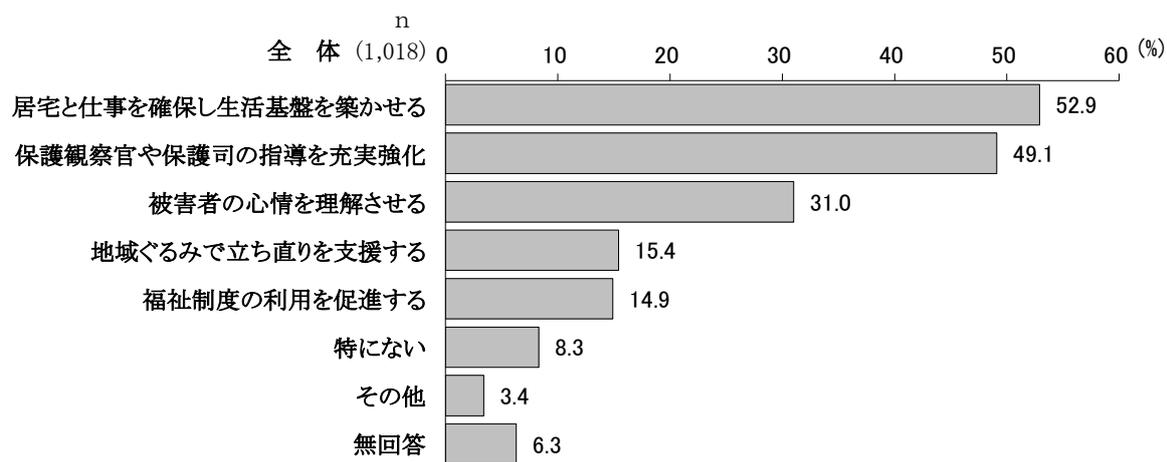
○犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」と「思わない」と合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約3割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。



○再犯防止のために必要なこと

再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境面的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度面的な取り組みの2軸が特に高くなっている。

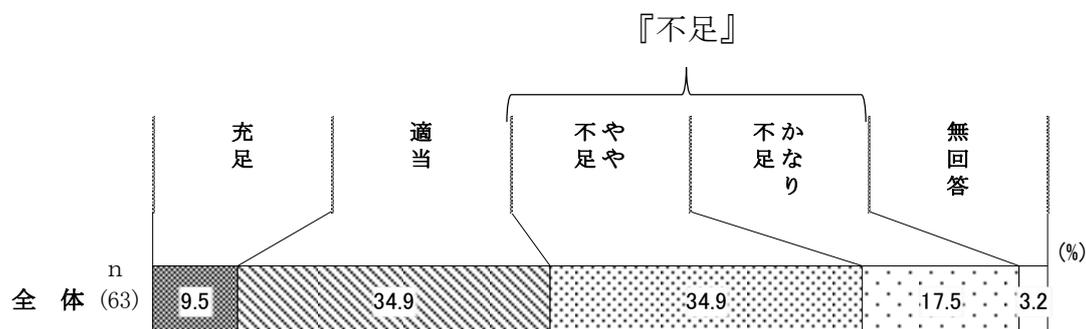


(2) 福祉団体アンケートの結果

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティアセンターに登録している107団体を対象にアンケートを実施したところ、63団体から回答を得ました。このアンケートで団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

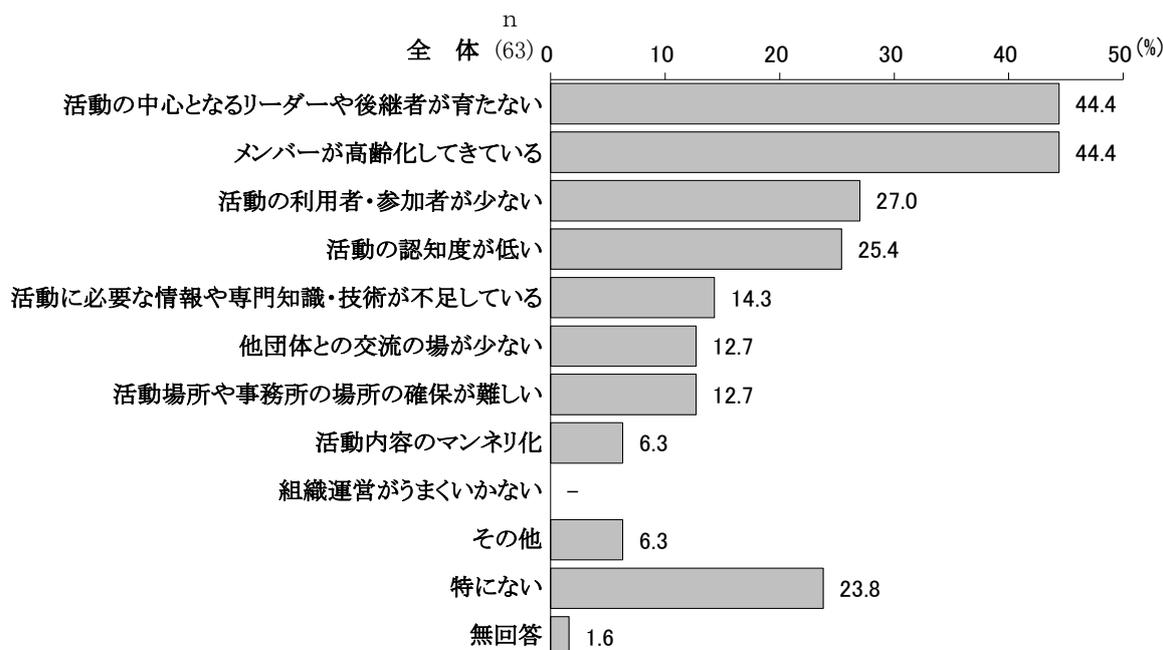
○活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況

活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況については、「やや不足」と「かなり不足」を合わせた『不足』が過半数を占めていた。



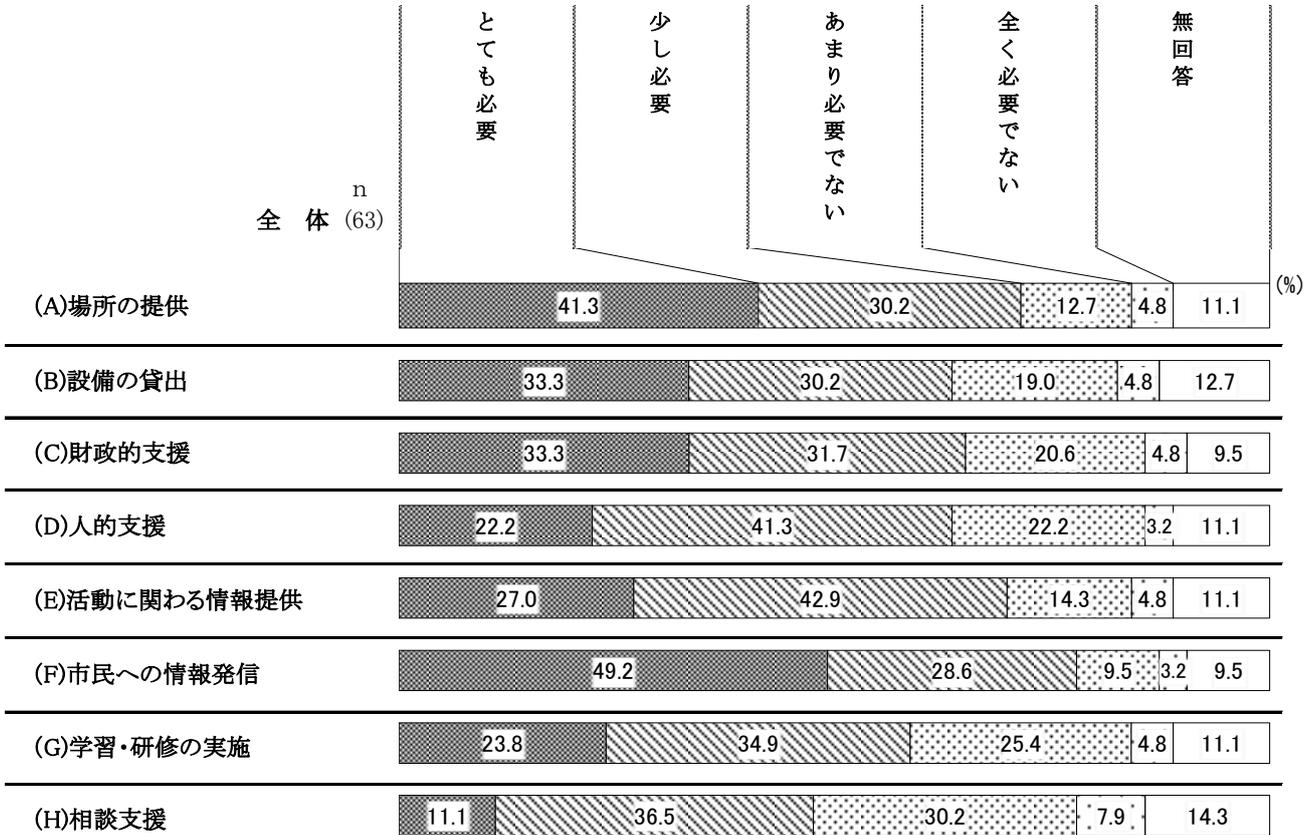
○活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人材に関する項目が、特に高くなっていった。



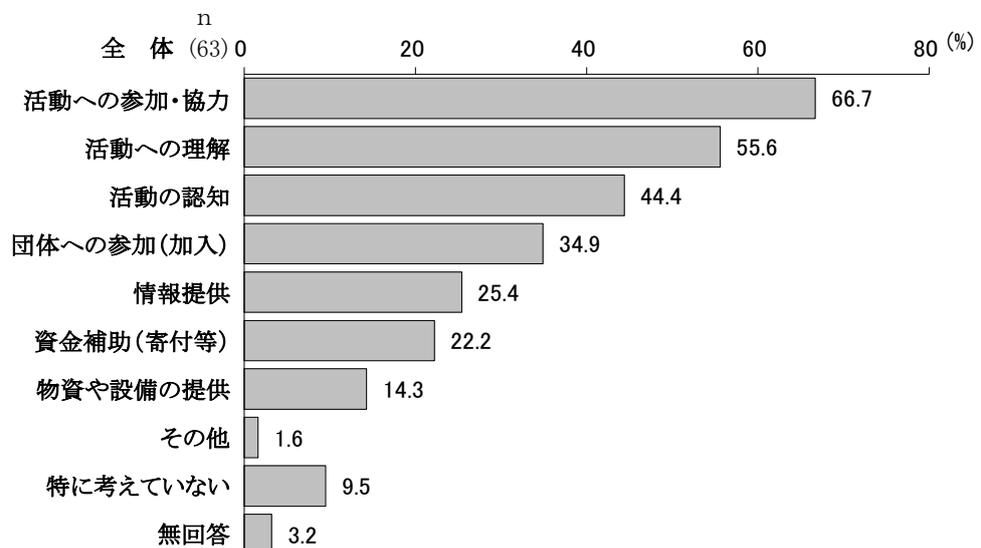
○今後の活動にあたり必要だと思う行政支援

今後の活動にあたり必要だと思う行政支援について聞いたところ、「とても必要」と「少し必要」を合わせた『必要』と回答した割合が高い項目については、「(F) 市民への情報発信」や「(E) 活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「(A) 場所の提供」が特に高くなっている。



○今後の活動にあたり市民に期待すること

今後の活動にあたり市民に期待することについて聞いたところ、「活動への参加・協力」が7割近くで特に高くなっている。



○地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題

活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題などについて聞いたところ、以下のような意見が挙げられました。

分野	内容
高齢者・介護 予防等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・話しする場、相手がいない ・高齢世帯、独居高齢者の情報不足 ・認知症高齢者を介護する家族への支援（情報提供等）
障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいをお持ちの方自身の高齢化、障がいをお持ちの方の御家族の高齢化 ・ろう者の社会への完全参加と、平等の実現 ・福祉サービスがわからない ・障がいのある子供をどのように育てていけばよいか悩んでいる ・動ける重症心身障害児者のショートステイ先が不足 ・障害のある子もない子と一緒に遊べる場所づくりは必要
子ども・子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭への支援 ・保護者が仕事等で留守にしている時間帯（夕方から保護者が自宅に帰宅するまで等）に利用できる福祉サービスの新設 ・乳幼児とその親の居場所が少ない ・子育てに関する地域の情報の一括した提供が必要 ・乳幼児健診の時間が子どものお昼寝の時間で困る ・スポーツ以外の学校間を越えた子供の交流が少ない ・学校でのいじめ
福祉分野を横 断する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・だれでもつどえる場、情報交換が出来る場所が少ない ・自治会館の設備が不十分・老朽化
コミュニティ 活動、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係のお手伝いに伺う時、駐車場が無い ・交通の便の悪さ ・福祉サービスが24時間態勢ではないこと ・歩道に高齢者や障がい者の歩行の妨げになる障害物がある（民家の樹木、不法駐輪、段差など） ・地域活動を推進するリーダーの不足

3 アンケートからみる地域福祉に係る課題

(1) 地域を支える人づくり

市民アンケートの結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、30～39歳では今後のつきあいを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所づきあいが密であるほど、ボランティア・NPO活動の経験率も高くなっていることから、積極的な近所付き合いの機運を醸成することが地域の力の向上のポイントと言えます。

また、多くの市民にとって助け合いでできることと、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声かけ）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」を捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。市民の意識としては、7割の人が「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれます。この状況を理解と関心を高めていくことが重要です。

団体アンケートの結果をみると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。市民が地域福祉を始めとする市民活動に積極的に関わることができるよう、地域全体における意識づくりが必要不可欠となっています。

(2) 住民主体による地域づくり

市民アンケートの結果をみると、ボランティア・NPO活動の輪を広げていくために必要なことは「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」といった情報発信に関することが高くなっており、市民と団体との接点が増やしていくことが、活動参加への契機、ひいては地域福祉活動の基盤強化につながると考えられます。

また、市民が自治会やボランティア団体の活動に期待することの1位が「災害が起きたときの対応」であるように、安心・安全のまちまちづくりには、地域力の向上が不可欠となります。しかし、災害時要支援者名簿登録の認知度は1割程度にとどまっており、避難の支援が必要な人へ地域がどのように対応するかなど、非常時に向けた体制の整備は急務となっています。

加えて、単身世帯や、近所に特に親しい人のいない方を中心に、自殺を考えたことのある方の割合が高くなっています。市民一人一人が、「自殺は誰にでも起こり得る身近な問題」

であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」でもあることを認識し、自殺を考えている人が発しているサインに気づくことができるよう、啓発に努めていくことが重要です。

団体アンケートの結果をみると、今後活動にあたり必要だと思う行政支援については、市民アンケートと同様に、「市民への情報発信」が高くなっていました。加えて、「場所の提供」を要望する声も高く、自由記述の地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題についても、活動拠点や設備の改善に関する意見が複数寄せられています。コミュニティの活性化に向けて、地域の人々の交流や地域活動の拠点となる場所づくりのニーズの高さが窺えます。

(3) 包括的な支援の仕組みづくり

市民アンケートの結果をみると、福祉サービスを利用したことがあるのは、市民の2割で、そのうちの4割以上が利用に関する不都合や不満を抱いていました。特に、不都合や不満の理由としては「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」「どのサービスがよいかわからず。選びにくかった」など福祉の情報に関することが上位となっています。また、福祉サービスを利用していないひとのうち2割が、「サービスの内容や利用の仕方が良く分からない」と回答しています。支援を必要とする人の生活課題が多様化、複雑化するなかで、適切なサービスが届くよう、情報提供や相談支援の体制を強化していく必要性があります。

その一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は、決して高くはありません。また、生活困窮者自立支援制度などの制度自体の認知度も低い現状にあります。支援の仕組みづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

再犯防止に目をむけると、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」と「保護観察官や保護司の指導を充実強化」が特に高くなっており、社会的な環境面での支援と、行政的な制度面での支援の2軸をともに推進していくことが肝要であるといえます。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて積極的な回答は3割程度になっているのが現状です。犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、ふたたび自立した地域の一員として活動できるよう、理解の促進に向けた取り組みが望まれます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念・基本視点）

（1）基本理念

本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉計画における市民・事業者・市の共通の目標とします。

**住民一人ひとりが互いに
人格と個性を尊重し、助け合うまち**

（2）基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

**市民と事業所と市の協働
～同じ方向を目指して～**

2 計画の基本目標

(1) 計画の基本目標

第五次計画では、第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記のような3つの基本目標を掲げ、市民等との役割分担と連携・協働のものとの実現に努めていきます。

《基本目標1》地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティアなどにおいて、活発な活動ができる人づくりを目指します。

主な取り組みとしては、福祉教育、広報、意識啓発活動などの推進や、ボランティア・市民活動センターを中核として支援を行うとともに、コミュニティの活性化を図るために、多様な活動の主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》住民主体による地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを推進します、

主な取り組みとしては、福祉活動の基盤となる場や制度の整備や、公共の場におけるバリアフリー化などの福祉的な配慮を推進するとともに、避難行動要支援者への支援や見守り活動の充実など、地域の防災対策の拡充を推進します。また、孤立と自殺を防ぐ地域づくりに向けた支援と啓発を行います。

《基本目標3》包括的な支援のしくみづくり

複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。

主な取り組みとしては、保健や医療と連携した福祉サービスの充実や、サービスの広報システムの拡充、相談支援体制の強化など、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとともに、生活保護受給者や生活困窮者、出所者などの個々のケースに対して、関係機関と連携しながら自立の促進を支援します。

(2) 施策の体系

基本目標

1. 地域を支える人づくり

1 - 1 福祉教育の推進と担い手の育成

1 - 2 様々な地域福祉活動や交流の推進

1 - 3 活動団体間のネットワークづくりの推進

1 - 4 権利擁護の推進

2. 住民主体による地域づくり

2 - 1 地域福祉活動の基盤の強化

2 - 2 福祉のまちづくりの推進

2 - 3 安全・安心のまちづくりの推進

2 - 4 就労の場の確保

2 - 5 地域における孤立と自殺の防止

3. 包括的な支援の
しくみづくり

3 - 1 福祉サービス充実の基盤づくり

3 - 2 相談体制・情報提供の充実

3 - 3 保健・医療等の推進

3 - 4 生活保護受給者への日常生活等支援

3 - 5 生活困窮者への自立支援

3 - 6 再犯防止の推進

3 - 7 重層的な支援体制の整備に向けた検討

取組の方向性

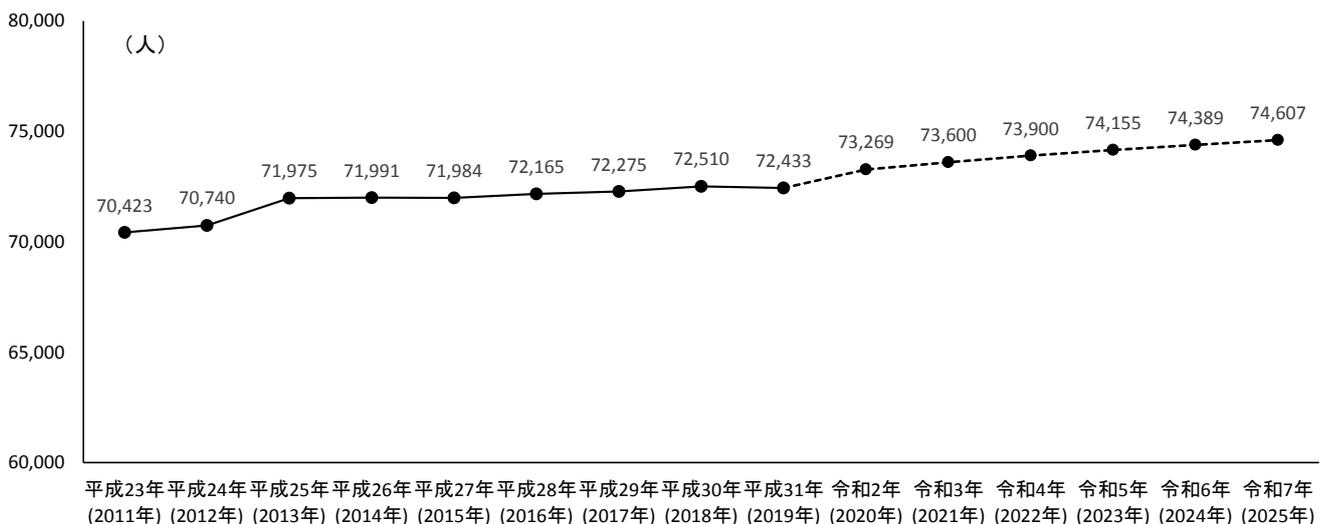
3 エリア設定の考え方と将来推計人口

(1) 地域福祉エリアの設定

地域福祉エリアの設定図

(2) 将来推計人口

本計画における将来推計人口は、「第五次長期総合計画」に掲げる将来推計人口を踏まえ、各年の10月1日を基準として、住民基本台帳で推計するものとし、令和7年の人口を74,607人とした計画を策定します。



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

資料：武蔵村山市第五次長期総合計画（予定）

第4章 基本計画

1 地域を支える人づくり

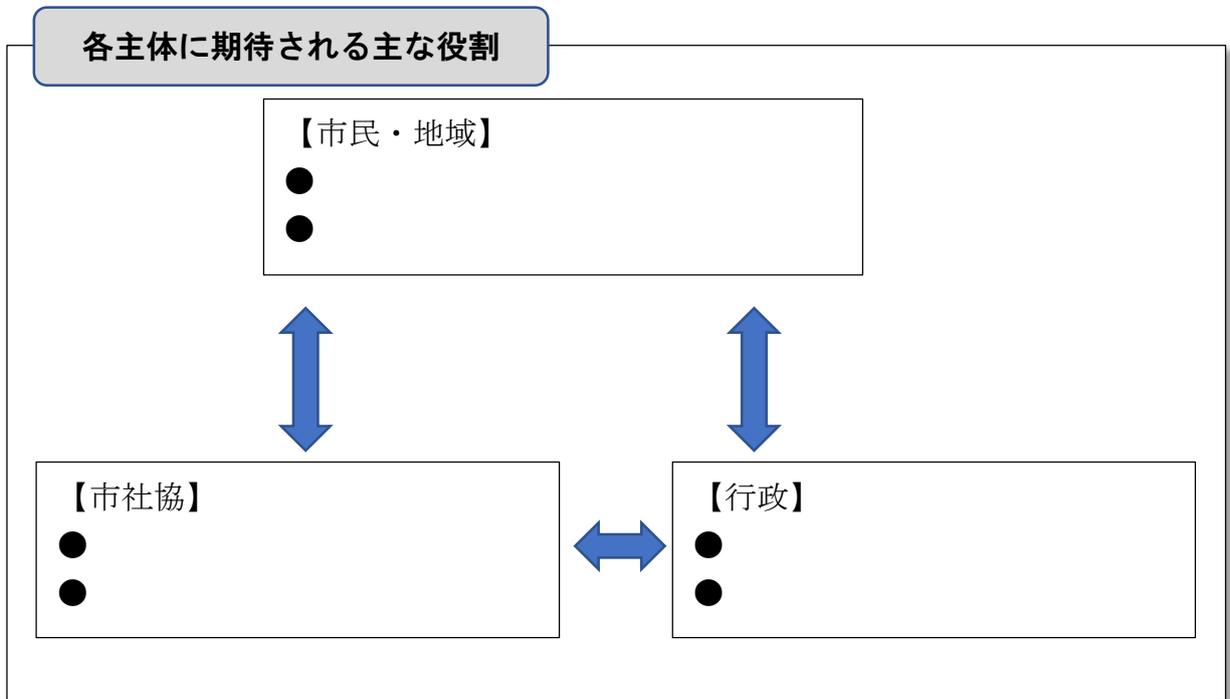
1-1 福祉教育の推進と担い手の育成

目指す姿（ゴール）

イラスト

現状と課題

-
-
-



活動指標

事業名	内容	担当課

活動指標

項目	単位	現状	目標

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

1-1 各主体に期待される役割

- ・ 市民

- ・ 地域（民生委員・児童委員、社会福祉法人）

- ・ 市社協

- ・ 行政

2 計画の進捗管理

2-1 PDCA サイクル

2-2 進捗管理

第五次地域福祉計画スケジュール(参考)

資料10

	策定懇談会(市民)		策定委員会(庁内)		事務局・コンサル
7月 下旬	第1回	・委員委嘱 ・趣旨説明	第1回	趣旨説明	素案作成
8月 上旬			↓		↓
中旬			第2回	・第1章～第3章	↓
下旬	第2回	・第1章～第3章 ・意見集約			↓
9月 上旬			第3回	・修正検討 ・第4章①	↓
中旬	第3回	・第4章① ・意見集約			↓
下旬					↓
10月 上旬			第4回	・修正検討 ・第4章②	↓
中旬	第4回	・第4章② ・第5章		・第5章	↓
下旬			第5回	・修正検討 ・全体・資料編	↓
11月 上旬	第5回	・全体・資料編 ・意見集約		・素案検討	市報掲載依頼(11/15日号)
中旬	第6回	・素案決定			↓
下旬		市長報告	第6回	・素案決定	調整会議
12月 上旬	解	散			市報・パブコメ
中旬					↓
下旬					↓
1月 上旬			第8回	・意見反映 ・原案決定	↓
中旬					↓
下旬				市長報告	↓
2月 上旬			解	散	市議会への説明
中旬					原案修正
下旬					庁議
3月 上旬					印刷
中旬					↓
下旬					製本

武蔵村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
武蔵村山市
訓令（乙）第 7 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市における社会福祉法（昭和 26 年法律第 4 5 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の素案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 13 人をもって組織する。
2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、企画財政部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども子育て支援課長、都市整備部都市計画課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

